

平成24年柴田町議会第4回定例会会議録（第1号）

出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	平間 春雄	君
会 計 管 理 者	村上 正広	君
総 務 課 長	松崎 守	君
まちづくり政策課長	平間 忠一	君
財 政 課 長	水戸 敏見	君
税 務 課 長	武山 昭彦	君
町民環境課長	佐藤 富男	君
健康推進課長	大場 勝郎	君
福祉課長	駒板 公一	君
子ども家庭課長	永井 裕	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	小池洋一君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	関場孝夫君
危機管理監	相原健一君
地域再生対策監	宮城利郎君
税収納対策監	伊藤良昭君
災害復興対策監	平間広道君
市街地整備対策監	加藤秀典君
教育委員会部局	
教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	笠松洋二君
生涯学習課長	加茂和弘君
その他の部局	
代表監査委員	中山政喜君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第1号)

平成24年12月10日(月曜日) 午前9時30分 開 会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

(1) 議長報告

(2) 町政報告

第4 直接請求に関し請求代表者が意見を述べる日時等について

第5 一般質問

舟 山 彰 議員

大 坂 三 男 議員

平 間 奈緒美 議員

水 戸 義 裕 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 会

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成24年柴田町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において17番白内恵美子さん、1番平間奈緒美さんを指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日から12月14日までの5日間と意見が一致いたしました。よって、本定例会の会期は本日から12月14日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までと決定いたしました。

なお、会期中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、今定例会中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第3 諸報告

○議長（我妻弘国君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） おはようございます。12月定例会、よろしくお願ひしたいと思ひます。

町のほうから4点ほど町政報告をさせていただきたいというふうにお願ひしております。

第1点目は、「2012東北こども博」について申し上げます。

10月6日、7日の2日間、仙台大学キャンパスを会場に、2012東北こども博実行委員会主催による「2012東北こども博」が開催されました。

このイベントは、社団法人日本玩具協会が毎年東京で開催している「東京おもちゃショー」の東北地域版で、昨年は被災地復興支援として初めて柴田町で開催され、予想を上回る多数の来場者が訪れました。いまだ東日本大震災の影響が続く中、子供たちの笑顔と元気を呼び起こすためにも、このイベントは一過性のものではなく、継続性のある取り組みであるべきという実行委員会の思いから、今年第2回目の開催を迎えました。

2日間とも天候に恵まれ、昨年を上回る約1万6,000人の家族連れなどが県内外から会場を訪れました。開幕式では、東日本大震災で大きな被害を受けた亘理町立荒浜小学校の児童約20人が郷土芸能「荒浜ぶち合わせ太鼓」を披露し、会場を感動で包みました。また、おもちゃ遊びや人気キャラクターショー、仙台大学生によるスポーツ教室など、盛りだくさんのイベントを楽しむ子供たちの笑顔が会場いっぱいにあふれ、楽しいひとときを過ごすことができました。

社団法人日本玩具協会を初め、会場とスタッフを提供していただいた仙台大学及び関係者の皆様のご協力により、事故もなく、大好評のうちに終了しましたことを申し上げ、報告といたします。

2点目、「平成24年度柴田町子どもフェスティバル」について申し上げます。

11月11日、柴田町農村環境改善センターを会場に、昨年につき2回目の開催となる「平成24年度柴田町子どもフェスティバル」を柴田町子ども会育成会連絡協議会主催により開催いたしました。

当日は総勢600人を超える参加者が集い、各地区子ども会育成会の子供たちが考案した手づくりのおもちゃを会場に訪れた子供たちと一緒につくり上げ、おもちゃの店を運営するなど、楽しい時間を過ごしていました。

昨今、人とのかわりが上手にできない子供、主体性や創造性がない子供がふえているなど

とされていますが、地域の中で子供たちを育てるため、人とのかかわり方を学ぶ事業として、各地区子ども会育成会との連携を図りながら、今後も継続していきたいと考えております。

子供たちとジュニアリーダー、子ども会育成会の皆様に感謝を申し上げ、報告といたします。

3点目、「第1回行政区対抗玉入れ大会」について申し上げます。

11月23日、船岡小学校体育館を会場に、宮城県内はもとより、東北では初めての玉入れ大会を開催いたしました。

シニアの部で15チーム、フリーの部では14チームの参加があり、当日は応援を含めて300人を超える町民の方々が集いました。試合を重ねるたびに玉入れの技術が向上し、1分間の競技時間内に90個以上の玉を入れるチームが続出するなど、大変盛り上がった大会でした。

この大会は、被災市町村地域コミュニティ再生支援事業の助成を受け、震災で改めてその大切さを実感したきずなを深め、スポーツを通じてチームワーク、助け合いの精神を築き、一体感の醸成を図ることを目的に実施いたしました。

大会への参加も大変意義あることですが、参加に向けて各行政区が日々練習する過程からの健康づくり、そしてチームワークや助け合いの精神が生まれ、地域のきずなへとつながっていくものと考えております。今後も継続して実施していきたいと思います。

この大会実現にご協力いただいた北海道和寒町観光協会、神奈川県海老名市文化・スポーツ課、関係者の皆様に感謝申し上げ、報告といたします。

平成24年産水稻作柄状況について申し上げます。

平成24年産水稻の作柄であります。農林水産省が10月15日現在で公表した全国の作況指数は102で「やや良」となり、東北6県の平均も103で「やや良」、宮城県南部地域の作況指数は105で「やや良」となりました。

ことしは、4月4日の爆弾低気圧、6月19日から20日にかけての台風4号と7月の大雨、連日続いた真夏日の猛暑、カメムシの大量発生など、栽培に苦勞する年になりました。台風4号の大雨による冠水により一部の地区では黄化萎縮病が発生し、66ヘクタールほどの水田に大きな被害がありましたが、農家の皆さんと農業関係機関の努力により、品質についても11月8日現在で柴田町の1等米比率は87.1%と、平成21年以来の高い比率となりました。

放射性物質の基準値が見直されたことにより、放射能物質濃度が心配されましたが、JAみやぎ仙南が事業主体となって放射性セシウム吸収抑制対策に取り組み、全農家で塩化カリを散

布してもらったことにより、調査地点53カ所全て基準値以下で安心して出荷することができました。

これも、きめ細かい管理をした農家の皆さんのご努力と農業関係機関のご指導のたまものと改めて感謝を申し上げ、報告といたします。

○議長（我妻弘国君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は1人1回限りです。質疑に当たっては、一般質問に触れないようにお願いします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第4 直接請求に関し請求代表者が意見を述べる日時等について

○議長（我妻弘国君） 日程第4、直接請求に関し請求代表者が意見を述べる日時等についてお諮りいたします。

今定例会議案第1号で上程されております「仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例」については、地方自治法第74条第1項による直接請求であります。

同法第74条第4項の規定により、直接請求代表者に意見を述べさせる機会を与えなければならないとともに、同法施行令第98条の2第2項により、意見を述べる請求代表者の数を定めることとなっております。

本案件における請求代表者は3名であります。

このことから、請求代表者の意見陳述は3名以内とし、12月13日午前10時30分、意見陳述時間を全体で30分以内とし、本会議場において意見を述べる機会を与えたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。

よって、12月13日午前10時30分本会議場において、意見陳述時間を全体で30分以内とし、請求代表者3名以内の方の意見陳述とすることに決定いたしました。

なお、この件に関し本日中に議長において請求代表者に通知するとともに、告示などの手続をいたします。

日程第5 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問・答弁は簡潔、的確に行うよう要望しておきます。

それでは、12番舟山彰君、直ちに質問席において質問してください。

〔12番 舟山 彰君 登壇〕

○12番（舟山 彰君） 12番舟山彰です。3点質問いたします。

1. 学校給食の安全対策について。

8月に文教厚生常任委員会で北海道岩見沢市を視察研修した。学校給食で冬に食中毒が発生し、対策としてマニュアルの作成と徹底が行われた。

1) マニュアルは、給食センターだけでなく、学校給食時のマニュアルも作成され、学校での徹底も行われた。柴田町としても必要ではないか。

2) 岩見沢市では、委託業者の選定でも衛生管理能力を重視している。柴田町としても今後特に重視すべきではないか。

3) 岩見沢市のような食中毒が発生した場合、柴田町担当者は状況を把握し、すぐ対策をとっているのか。

4) 給食への地産地消も重要であるが、給食関係者の話では子供たちの野菜嫌いの傾向も悩みの種という。野菜嫌いを解消する対策はいかに。

5) 給食センターを大河原町、村田町と合同で行うことに対する調査はどうなっているのか。

2点目、文化協会からの意見、要望について。

平成24年8月7日、柴田町文化協会を対象とした議会懇談会が開催された。（詳細は平成24年度柴田町議会懇談会報告書で）

そこで述べられた意見や要望に基づき質問したい。

1) 町の総合計画には「豊かな自然と文化を大切にしまちづくり」とあるが、協会への補助金は15万円から10万円に減額されたという。町の文化関係予算、支援体制は今のままでよいのか。

2) 「文化協会の作業場所が欲しい」「楽屋のついた本格的なホールが欲しい」「槻木生涯学習センターのホールは音響がよくない。新しいホールをつくるときはその辺も考えてほしい」これらの意見や要望について町はどう答えるのか。

3) 文化芸術振興基本法という法律があり、県のレベルでは条例化されているところもあるが、市町村レベルではかなり取り組みが弱い。こういう状況を理解していただき、町として条例化を検討してほしい、こういう意見があったが、町の今後の文化振興方針はいかに。

3 点目、議会懇談会に寄せられた意見や要望について。

議会では平成24年7月29日、町内6カ所で議会懇談会を開催し、さまざまな意見や要望が寄せられた。その報告書も作成され、町の回答も示された。

1) 「空き家対策条例をつくる話はどうなったのか」という意見に対し、「当面对策を強化するが、平成27年度においても現状が改善されない場合、条例制定を今後検討する」との回答であったが、なぜ平成27年度なのか。もっと早く条例制定ができないのか。

2) 「海老穴地区の冠水問題はどうなっているのか。請願採択路線であるが、待っていれば町は工事をしてくれるのか」という意見に対し、「農道工事による補償を継続中である。地元の協力を得て環境整備を図っていききたい」との回答であるが、請願採択路線ということ町はどう思っているのか。また、環境整備とはどういうことか。

3) 「側溝のふたがない危険な場所がある。対策をしてほしい」との要望に対し、「年次計画で改修工事を実施する。特に危険な箇所については、現場確認の上対応する」との回答であった。町担当課は特に危険な箇所については既にリストアップしているのか。

4) 「まちづくり条例は住民でわからない人が多い。もっとPRすべき」との意見に対し、「今後も条例の周知に積極的に取り組む」との回答であった。具体的に有効と思われる手段を考えているのか。

5) 「仙台大学の前の交差点になぜ信号機をつけないのか」という意見があった。私が前から何度も言っている新栄通線への設置の件だが、町の回答は、「警察が交通規制の対策により代替が可能と判断している」であった。地元住民やドライバーからは、「事故が起きてからでは遅過ぎる」「近くの信号に近過ぎるからつくらないと言うが、それなら大学の門の前の角田に行く県道の信号機を外せばいい」との意見もある。町としてもこれらの強い要望を考慮して、再度警察と交渉すべきではないか。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。1問目、2問目、教育長。3問目、町長。最初、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 舟山議員の大綱第1問目、学校給食の安全対策についてお答えいたします。

1点目、学校給食時のマニュアルは柴田町としても必要ではないかについてお答えいたします。

本町では、これまで学校給食における食中毒の発生履歴はございませんし、また、県仙南保健所から改善計画書の提出を指示されたこともございません。

岩見沢市の学校給食のマニュアルは、岩見沢共同調理所において食中毒が発生したため、岩見沢保健所が食品衛生法に基づき、平成23年2月23日から5日間の給食施設使用停止と改善計画書の提出指示により作成されました衛生管理マニュアル、それから洗浄・消毒マニュアル、学校給食における危機管理マニュアル、学校における給食時間の衛生指導・衛生管理マニュアルの4種類のマニュアルであろうかと思っております。

本町では、岩見沢市のような個別のマニュアルはありませんが、学校給食衛生管理基準を踏まえた同様の内容を包括した柴田町学校給食センター衛生管理マニュアルを作成しております。それに基づく管理運営体制を構築しまして、安全で安心な学校給食の提供に努めておるところでございます。

議会文教厚生常任委員会の視察研修資料であります、これは岩見沢市の各種マニュアルでございますが、こういったものも参考にさせていただきながら、さらなる安全体制の検討に努めてまいりたいと思います。

2点目、岩見沢市では委託業者の選定でも衛生管理能力を重視している。柴田町としても今後特に重視すべきではないかということについてお答えをいたします。

委託業者の選定におきましては、学校給食法、食品衛生法並びに文部科学省策定の学校給食衛生管理基準など関係通達を踏まえて作成しました、柴田町学校給食調理業務委託仕様書に委託業務内容を示し、特に業務従事者や安全衛生管理に係る遵守事項をきめ細かく定めて、参加事業者の衛生管理能力の判断材料としてきたところでございます。その仕様書を確認した入札参加業者の中から委託業者を決定してまいりましたので、衛生管理能力も重視した業者選定を行っていると考えております。

3点目、岩見沢市のような食中毒が発生した場合、柴田町の担当者は状況を把握しすぐ対策をとっているのかということでございますが、食中毒が発生した場合の状況把握と対策については、1点目で答弁しました柴田町学校給食センター衛生管理マニュアルにおいて、学校給食における食中毒等発生時の処理と対応、これを定めております。食中毒等発生時緊急連絡体制に基づきまして、保護者を初め学校医や仙南保健所及び関係機関への連絡確認等を対応規定に基づいて実践を行い、2次感染防止に努めることとしております。

4点目、子供たちの野菜嫌いを解消する対策はいかにということですが、残量調査の結果からは、これまでも小中学校ともに洋風の主菜はよく食べていますが、和風の料理は主菜も副菜も苦手という傾向が見られます。野菜や魚を使った料理で和食の献立は残量が多い傾向にありますが、野菜も魚も成長期にある児童生徒に必要な栄養源であること、学校給食が子供たちの食体験を広げる場であることから、味つけや彩りを工夫した献立によって解消に努めてまいりました。野菜嫌いの解消策は、知識だけじゃなくて家庭や学校において食材の生産や調理作業を体験したり、みんなでおいしく食べるという楽しい食経験も重要であると考えますので、各方面に働きかけを図ってまいります。

5点目、給食センターを大河原町、村田町と合同で行うことに対する調査はどうなっているのかということですが、平成24年8月23日に、第1回3町共同学校給食センター建設に関する検討会を開催し、本年12月中を目標に調査報告書の取りまとめを目指して、現在、各町の資料と県内の最新の学校給食センターを参考に調査研究中でございます。この会の構成員は、柴田町が総務課長、まちづくり政策課長、財政課長、教育総務課長。それから、村田町は総務課長、企画財政課長、教育総務課長。大河原町が総務課参事、企画財政課長、教育総務課長の計10人で構成しております。調査研究の取りまとめは柴田町のまちづくり政策課が担当しております。3町の枠を超えて安全・安心な学校給食の提供を、共同設置、単独設置のそれぞれの検討の中から判断できる資料としての報告書の作成に取り組んでいるところでございます。

大綱2問目の文化協会からの意見、要望についてお答えをいたします。

1点目、町の文化関係予算、支援体制は今のままでよいのかということですが、柴田町生涯学習事業費補助金交付要綱に基づいて、補助対象経費や交付要件、補助金の額を決定しております。町の協会への支援体制につきましては、事務局として町が文化協会の事務実務を行っておりますし、それから会議等の調整から各団体の施設利用料の減免まで広く支援を行っております。補助金につきましては、文化協会でも今後新たな企画の事業を積極的に行う場合には、支援について検討してまいります。

2点目の文化協会の作業場所が欲しい等については、作業場所については、町の施設の中に現在あいていないのが実情でございます。文化協会の専用室とするためには、条例、規則等の見直しも必要となりますが、協会活動の専用場所の確保ができるかどうか、さらに検討してまいります。

次に、楽屋のついた本格的なホールが欲しい、槻木生涯学習センターのホールは音響がよくないということですが、ホールは音楽専用のホールとしてつくられたものではなくて、地域の

いろんな催し物ができるように多目的なホールとして設計されたものでございます。本格的なホールは柴田町の施設でもあるえずこホールを利用させていただきたいと考えております。えずこホールには、毎年柴田町では2,800万円前後の多額の負担金を支出しております。

3点目の文化芸術振興基本法に基づく文化芸術振興条例の制定は、県レベルでは進んでいるが市町村レベルでの取り組みが弱い。条例制定化など町の今後の文化振興方針はいかにということでございますが、県内において文化芸術振興条例を制定している市町村は、気仙沼市と利府町の2市町だけであります。柴田町では、柴田町教育振興基本計画を定めまして、その計画に基づいて芸術文化の振興を図るため、文化芸術団体の育成支援、施設等の環境整備等を進めているところでございます。本町としても今後文化芸術振興条例の制定について慎重に検討してまいります。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 次、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議会懇談会に寄せられた意見、5項目ございました。

まず、第1点目、空き家条例でございます。

柴田町では、これまで苦情相談を受け付けした都度現場を確認し、所有者または管理者を調査し、私有財産の適切な管理を行っていただくよう文書で通知をしているところでございます。本年度は船岡土手内地区で所有者に通知をし、既に家屋の解体を行っていただきました。

まずは条例をする際の事前の対応として、平成25年度から生活・環境、まちづくり、防犯、防火の関係各課で連携体制を整備し、行政区長等の協力を得ながら現地調査、分析を行うとともに、全国の先進地自治体の資料の収集に努めてまいります。平成26年度には、適正管理の指導強化と並行して条例制定に向けた検討委員会を立ち上げ、行政代執行等の手続を含めた条例案の作成に努めてまいります。その間、本町といたしましては、今後空き家等の管理について所有者に対し適切な管理をしていただくよう、引き続き文書をもってお願いしてまいります。

2点目、請願採択路線についてでございます。

平成11年9月9日付で海老穴1号線、同2号線の道路改修に関する請願について、議会の採決は重く受けとめておりますが、平成11年の第4回定例会における委員長報告では、丘陵の狭小部分の町道については工法等に難問を抱えており、交通量を鑑みながら整備されたいとの意見も付されておりますので、地元行政区長さんとも調整していきたいと考えております。

議員懇談会に寄せられた意見に対する回答で環境整備を行っていききたいとはどういうことかについてでございますが、周りの田畑に面する補償を継続しており、それらの問題が解決でき

るような関係課、地元区長を含めた地域の方々との調整を図ることを意味しています。

3点目、町内には土手内地区、北船岡地区、新生町や若葉町、槻木地区など団地造成事業や区画整理された地区でのふたのかかっている側溝が地区単位で存在しております。また、最近住宅が張りついた地区でも土側溝がそのままの地区や側溝が片側にしか整備されていない場所もありますので、リストアップは困難と考えております。いずれの地区も30年以上経過しており、側溝整備とあわせて舗装の打ちかえ等も一緒に施工することになることから、一気に解消とはいかないことをご理解いただきたいと思っております。道路幅員が狭く交通量が多い路線や道路と側溝に落差があり、歩行者に危険が及ぶ箇所などを危険な箇所として認識し、歩行者の安全・安心を確保してまいります。

4点目、まちづくり条例でございます。

これまでも町では、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例を多くの住民に知っていただくため、行政区での説明会を22回と住民の要請により出前講座を3回開催し、延べ1,145人の参加をいただきました。また、平成22年9月号の広報しばたより、シリーズ「しばたのまちづくり」と題し、平成24年3月号まで12回にわたり住民自治によるまちづくり基本条例を掲載するとともに、ホームページを活用して周知に努めてまいりました。

11月25日に開催した町長とまちづくりを語る会においても、町民の方から、情報共有に関する認識の違いを指摘される一方で、ある町民の方からは町の情報提供の工夫は当然だが、受け手側の住民も情報の収集に積極的に取り組むべきなどの意見も出されました。今後も町民に興味や関心を持ってもらえるよう工夫をしながら、広報紙やホームページにより基本条例の周知を図ってまいります。今後、常設型の住民投票条例が制定されますと、まちづくり基本条例で別に定めると規定されている条例の全てが整うこととなりますので、基本条例の逐条解説等を策定し、全戸配をして周知に努めてまいります。

5点目、仙台大学前の交差点でございます。

ご指摘の交差点につきましては、これまでも信号機設置の要望が出されている交差点であり、その都度大河原警察署交通課と現地の確認や事故の発生状況等について検証を行っております。その結果、現在の警察の判断では、通常は一時停止方式を採用する場合、交通流の優先、これは新栄通線になりますが、非優先、大橋通線になりますが、関係が決められ、大橋通線側の車両を一時停止とし、新栄通線の交通流の間隙を待って交差または合流するよう交通運用が行われておりますが、当該交差点については交差・合流する車両台数や横断歩行者の安全等を考慮し、4方向に一時停止の交通規制を実施することで代替が可能としております。

また、仙台大学前の交差点から信号機を移設した場合、船岡駅方面から走行してくる車両を安全に確認することが困難な上、この交差点を利用する多くの歩行者の安全確保も困難との警察から説明を受けております。

信号機の設置は交通安全確保には有効な交通規制ですが、信号機交差点での事故も発生しており、交通事故防止には一人一人の交通ルールの遵守と安全確認が最も重要ですので、関係機関と連携を強化し、街頭指導と交通安全の啓発に努めるとともに、今後も道路利用者の安全確保をさらに充実するため、交通状況等の動態などを検証しながら、今後もこの付近における信号機設置を要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 舟山彰君、再質問ありますか。許します。

○12番（舟山 彰君） 1問目の岩見沢の件なんですけど、冬に食中毒が発生したと。北海道のですね。そういうこともあって、市のほうもその原因究明に全力を尽くしたというんでしょうか、北海道教育委員会の協力なんかも得たということで、それで給食センターだけでなく、例えば実際に学校で給食を配るとか、そういう状況のことも考えてのこのマニュアルを作成したということで、先ほどの答弁では今まで柴田町としてはこういう食中毒が発生していない、だから今の衛生管理体制で十分なんですよと。もちろん、今後も気をつけるという言い方なんですけど、私がこういうように取り上げたというのは、北海道で想定外と思えるようなこの食中毒が発生したということで、私もその柴田町としてももちろん今までもいろいろ気をつけているんですが、こういう事例があった限りは、やはり学校で子供たちが給食を配るとか、その時点までもやはり気をつけるように柴田町もすべきじゃないかなと思うんですけども、そこを改めてちょっと教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答えいたします。

ただいま教育長が最初の答弁で申しあげました柴田町学校給食センター衛生管理マニュアルの中にも、今舟山議員さんのご質問にもございました学校における、学校内での給食センターからの配膳を受けまして、学校内で子供たちが口にするまでの間のそういう過程についての注意事項なり、チェックする項目ということで、そういうマニュアルの内容も入っております。そういう意味では、別々にはなってございませんが、その内容は入っているということでございます。それで、必要かということのご質問なんですけれども、現在のマニュアルにもそういう項目は入っているということを申し上げてお答えいたします。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 例えば全国でこういう食中毒が、学校給食に関してですね。こういう食中毒が発生したということは、例えば文部科学省とか宮城県からとかすぐ来るんでしょうか。例えば岩見沢市で冬に発生したというのは、柴田町として把握していたんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） こういう全国的な食中毒とかありますと、現に平成23年の2月24日で文科省のほうのスポーツ青少年局学校健康教育課というところから、食中毒の発生防止についてという通知が発信されまして、県の教育庁スポーツ健康課を経由しまして、こちらの柴田町には平成23年の3月2日に周知をしているということでありまして、こういうことがあった場合にはその都度通知が、通達が来るということで処置をするということになっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問。はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 岩見沢市ではこういうこともあったということで、担当の課長ですね、我々が行ったとき説明してくれたのは、今、柴田町としては、この給食センター、給食センターというか、給食の衛生管理のチェック体制ですね。現場と本庁ではどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） チェック体制につきましては、給食センターのほうで当然管理者をしておりまして、それが今ご質問の中では教育総務課、教育委員会のほうに報告とか来ているかというご質問なのでしょうか。ということでありまして、学校給食センターのほうでその内容のチェックをしているということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 私がお聞きしたのは、それをさらに本庁のどこがチェックするかということですね、今の。報告が来たではなくて、言うなれば町のシステムの中で、例えば給食関係でいけば、本庁で言うと教育総務課、そこのどの係が担当していて、あと給食センターの所長とか栄養管理士とかでしようけれども、そこを聞いているわけ。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 給食内の調理内容に業務の過程の中のチェックにつきましては、給食センターの職員が対応しているというところがございます。それで、教育委員会のほうにその教育委員会の中で同じチェックをしているかということでありまして、それは今のところはしておりません。というのは、学校給食センターの中でのチェック体制で対応している

ということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） くどいようですけれども、町の組織図の中で、教育総務課でも誰がどの係を担当するとか、私ども文教厚生委員会でももらったりしますけれども、あれでいうと教育総務課のどの係がその給食センターの担当というか、チェックするほうとなっているかということですよ。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 済みません。そういうご質問でございますと、教育委員会教育総務課には学務班1班体制でございますので、今現在はですね。学務班のほうでの対応ということになってございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 前にもお聞きしましたけれども、仙台市が給食の単価上げたということですが、柴田町は本当に今のままで大丈夫なんでしょうか。くどいようですが、もう一度ちょっと。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 前にもご質問いただいてご答弁させていただいていたかと思うんですけども、柴田町で給食料の検討をさせていただきまして改正をさせていただきましたので、その内容で今のところは大丈夫だということで、その給食料で対応させていただいているということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今回、岩見沢市の例を挙げて給食の安全ということで、それに関連するように今のような質問をしたんですが、給食費の滞納というのは今幾らになっていますか。今年度ですね、現時点でわかる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 済みません。今正確なちょっと数字、滞納の数字は手元に持ってきてございませんので、現年度につきましては学校のほうでの対応をさせていただいておりまして、過年度分については教育委員会教育総務課のほうと学校給食センターで対応させていただいているという状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 具体的な金額で滞納、給食費が滞納しているということは、町が損をし

ているというか、それをカバーしているということになるのでしょうか。毎年決算委員会で問題になりますけれども、ちょっとそこを確認したいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 給食費の滞納と申しますか、給食費につきましては保護世帯または準要保護世帯というそういう制度がございまして、その分は国の制度の中での対応というのが補填がありますので、そういう意味では今のご質問の中で町が全てを負担しているといえますか、そういう形にはなってございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 5)の合同で行う、3町で行うということに関して、例えば今のような給食センターの運営のあり方とかで、そういった問題というのは出てこないですかね。柴田町が滞納が多いとかですね、あと衛生管理のこととか。ちょっとその点、これ今3町で各課長なんかが出て検討しているということですけども、どういった点検討されているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

今現在3町の検討会の中で、こういうような項目で話し合いをしているというような1つの共通項目の内容をご説明申し上げたいと思います。

国の学校給食衛生管理基準に適合した施設、設備、機器の整備が単独、共同いずれかで可能かどうかということです。それから、老朽した施設、設備、機器への対応、これについて今後の安全・安心の給食を維持できるかという項目、それから現在の給食を継続した中でこれらの学校給食の衛生管理基準が淘汰できるかというようなところですね。それから、建設、維持、量、コストの比較というようなことです。それから、今問題になっていますアレルギー食への対応食についてどういう取り組みが共同と単独でできるかと、こういうような話し合いの中で、3町で結論を出して報告をしたいというふうな動きです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） では、大きな2問目に入りますけれども、先ほどの答弁では文化協会に対しての補助金とかでその補助金交付規程とかという話がありましたが、私がお聞きしたかったのは、ここに町の文化関係予算、文化協会への補助金だけじゃなくて、町の全体の文化関係予算というのが今どうなのかということをお聞きしましたので、ちょっとその点、町の文化関係予算はこうですよ、これでどうですというふうに答弁願いたいと思うんですけども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） 今、文化関係の全体の予算についての回答ということでしたが、柴田町の文化関係については槻木文化センターだけでなく、船岡生涯学習センター、それから船迫生涯学習センター、公民館関係、それからしばたの郷土館のほうの関係の予算、全て含めて文化関係の予算、芸術関係の予算がそこに含まれていると思います。そういう面で、数字的にはちょっと足してみないとわかりませんが、結構な額で年間予算が出ていると思います。議員さんのほうも理解されているのではないかと思います。その中でどういった方向で私らのほうで行政の上で文化芸術に対する振興策を打っていくかということで、毎年確認して進めているところでございますけれども、結構大きな予算が使われているのではないかなというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 例えば柴田町の補助金交付規程ということでいろいろ決めて、今現在柴田町の文化協会は10万円ということですが、これは周辺の市町村と比べて基準的かどうか、水準としてどうなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。

2市7町の状況を見ますと、大体平均で3割から2割程度の行政側からの支援という状況になっておるようでございます。そういう面では、柴田町の場合は約2割弱ですので、そういう状況になっております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 課長ね、2割、3割というのはわかるんですけども、多いのか少ないのか、ちょっとわからないな。

○生涯学習課長（加茂和弘君） 平均で考えますと、白石市ないしは市とあと町とありますけれども、3割前後でございますので、柴田町は若干低いという状況だと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 先ほどの答弁で、文化協会の事務局に関してはあれですか。町が槻木の生涯学習センターに今職員いますが、そこがカバーしているというか、実際にはやっているかと理解してよろしいんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。

文化協会の事務局につきましては、槻木の生涯学習センターの職員1名が担当として当たっ

ております。事務局の文化協会の運営につきましては、できるだけ自分たちで工夫してやっていただきたいということでございまして指導しているところなんです、やはりいろいろ施設のかかわり等もございまして、相談に乗りながら運営している状況にございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 文化協会の作業場所が欲しいということに対する回答が、いろいろ条件もあるとか、一応専用室については検討するという最後の答弁だったように私は理解しましたが、実は8月、私ども文教厚生委員会が北海道を視察したときに、予定外だったんですが、旭川市民交流センターというのも急遽見てきたんですね。そのところには利用者のためのロッカーがあるんですね。柴田町の文化協会の方たちもやはり自分たちがいろいろ持ってきたら、そのロッカーに入れておきたいということでしたし、それからその旭川のセンターには作業室があって、コピーなどもあったんですね。ですから、私これ見たときは、まさに柴田町文化協会の方が柴田町に要望していることがここに実現されているんでないかなと思ったんですが、先ほどは検討するという最後の答弁だったと私は思っておりますが、柴田町としてはできることでしょうかというか、やってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えをいたします。

榎木生涯学習センターでは、事務局があるんですが、その中で文化協会の役員の皆さんは、集まるときは、部屋が使っていない部屋があったときにはそこを活用して協議をしたり、いろいろな打ち合わせをしたり、そういう形ではやっているということを知っております。そういう専用のロッカー等があればもっとよいんでしょうけれども、今のところそこまでは行っておりませんが、不便は来していないのではないかなというふうに私のほうでは思っております。そういう意味で専用室があれば、それはすばらしいことだと思うんですけども、こういう公民館の施設につきましてはいろいろな方が利用できるようなそういう仕組みになっておりまして、平等な範囲で対応していくというのが基本原則にはなっております。角田市なんかは専用の部屋があるということで聞いておりますけれども、本当に独立的にして職員もみずから配置して対応しているという、もっと進んだ形での運営ということでお聞きしております。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はいどうぞ。

○12番（舟山 彰君） その旭川市民交流センターというのは、旧国鉄の用地を買収したとか、その一部は建物そのものを再利用、リフォームしたんですかね。体育館みたいな、ホールみた

いなところもだったんですが、例えばそうすると柴田町で今の課長の答弁は槻木生涯学習センターやほかの公民館、既存のその施設のことなんですが、例えば町として使っていない施設ということもないのかもわかりませんが、再利用できるところというのはいないのでしょうか。もしもそういうのがあったら、旭川のような発想でリフォームというんでしょうか、事務局のある槻木生涯学習センターにこだわらなくても場合によってはいいのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。

先ほども答弁しておりますけれども、公民館、生涯学習センター等について、あとしばたの郷土館、これらもありますけれども、その中で今専用の部屋を確保するということになりまして、やはりいろいろ検討してみないとならないと思っております。今のところはもう部屋はちゃんと条例で定められた部屋の活用ということで決まっていますので、そこをまずクリアしないとなかなかできないことだと思っておりますので、その辺をもっと考えてみたいなというように思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） この大きな2問目の最後になりますけれども、町としてはふだん文化協会の会長とか役員さんとはどのくらいのおつき合いというか、例えば文化協会の会長さんが町の審議会の委員になっているとか、そこを確認したいと思っておりますけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。

文化協会については、関係するような団体とのつながりとか、ちょっとそこまでは調べていないんですけれども、かかわりを持っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるのではないかなと今思っております。その中で、いろいろな情報の交流というか、そういうことは行われてきているのではないかなというように思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 教育長の答弁で、ここの文化振興、町の文化振興方針、慎重に検討するというようなことでしたけれども、じゃ今まで課長の答弁でいくと、町の総合計画など決めるときも柴田町文化協会の会長とか役員さんにも意見を聞く機会というのはあったはずでしょうね。ちょっとそこも一度確認したいんですけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 柴田町の場合は、先ほども答弁しましたが柴田町の教育振興基本計画、これをもって基本的な計画というふうに行っているわけですが、これについては教育委員会として定めるということでございますので、委員さんたちの当然意見ですが、原案については生涯学習関係については生涯学習課のほうで原案をつくりまして、それを教育委員会のほうで審議をして、そして最終的に定めているということでございますので、文化協会の協会の会長さんが直接何かその場で意見をお話をされるとか、そういう場とはなっておりませんが、ただ、これは生涯学習課のほうに課長のほうに協会の会長さんが参っているいろいろな意見を伺っておりますので、そこは反映しているというふうにご理解いただければと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 議会懇談会ということで毎年各団体、例えば商工会とか、あと観光物産協会で、ことしが3年目で文化協会だったんですね。その文化協会の会長が最後にだから国がどういうふうに基本法を決めている、県レベルでは条例化されているところもあるというような話を聞きまして、だから私は今のでいくと、本来はやはり柴田町文化協会ですからね。やはりそれなりに会長は認識持っていらっしゃる方ですから、今の話でいくと、町の審議会とか何かに文化協会の会長が決まった席という言い方もおかしいですけども、必ず出ていて意見を述べる機会が設けられているというふうに、ちょっと今の教育長とか課長の答弁では受けとめられなかったんで、そこをもう一度どうなんですか。文化協会の会長が町のどの委員会……、審議会とかの委員になっていますとかというの、ちょっともう一度そこだけ。

○12番（舟山 彰君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

文化協会の会長個人名ということじゃないんですが、公共的団体の役員ということで、実は第5次柴田町総合計画を策定したときにおいて、総合計画の審議会委員という形で入っていただいております。それから、実際的に文化協会への団体ヒアリングもして総合計画の中に反映させていただいているというような経過を見ております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） くどいようですが、総合計画以外のときのふだんの審議会とかではどこかのメンバーに入っているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） その辺はちょっと調べてみませんので調査したいと思います。あと、今文化協会に関しての要望等については、槻木文化センターの事務局を通してとか、館

長さんを通して、いろいろ常日ごろから意見交換等はあると思います。その中でうちのほうで聞いてくればこういうことを今要望しているよと、そういったことについては受けとめながら生かしていきたいというふうに進めているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 大きな3問目に入りますけれども、3）の側溝の件で、先ほど答弁ではいろんな地域名上げられました。それから、新しく造成された家の周辺などでもということでもリストアップが困難ということですが、そうしますと議会懇談会に対する答弁で年次計画で改修工事を実施するというこの年次計画をつくる根拠というのはどういうことになるんですか。リストアップされていないということですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 現状申し上げますと、年間400件以上の地域からの要望等があります。苦情等ですね。それから、地域住民の方が直接担当課へ電話したり、それから区長さんが代表して連絡をよこしたり、それから区長会ですか、直接の会議がありますし、それから町長へのメッセージ等々、ある程度そういう要望については大体対応しているかと思うんですが、優先的に例えば年次計画といいますと、例えば通勤通学、通学が主体であります。船岡東43号線ですか、これについては年次計画でやっている。それから、四日市場1号線については今年度完成ということで、1年前倒しで実はやっております。そういうある程度の大きな水路、側溝とまではいなくて、やはり大きなところから、それから通学するその要求が多いところから年次計画で今実施をしているというところで、ある程度側溝の小さいというんですかね、通常のU字溝等については修繕あるいは車両センター等々で対応しているというのが現状でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今の答弁で大きなところとも言われますけれども、私お聞きしたいのは町の優先順位ですよね。これまでも長く、例えばこの側溝がふたがないから危ないとか、車がすれ違うときに歩行者が危ないとか、長く滞留しているというか、保留されている部分を優先するというその優先順位というのを、ですから町としてそれなりに決めているということなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 側溝であれば、当然土側溝ですね。現状が土側溝なところについては早目に新設をしなきゃいけないだろう。それから、老朽化ということで各区画整理

等々で30年以上実は経過しております。そういう地域については当然30年以上ですから、側溝等のその更新ですか、改良といいますか、そういうものをやらなきゃいけないだろうということで、優先順位をある程度決めて、そして施工している、計画しているというのが現状でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） この前高速道路のトンネルが老朽化が原因ということで事故があって、その後日本全体が30年、40年前にいろいろつくったもの、改修というか、安全対策が必要じゃないかと。新しいものをつくるより、古いものの安全確認、それから補修などが必要じゃないかというようなそういうニュースというんでしょうか、持論が出ておりますけれども、柴田町でもそういう意味ではこの側溝がないところとか、新しくつくってほしいという要望もあるんでしょうけれども、これらのことを今要求が出ている分だけでもやるとしたら、何十年とかかかるような規模なんですか。町としてはそういう考え方を持っていくというんでしょうかね。今までは新しいものをつくってほしいというほうが多かったかもしれないけれども、古くなったところを直してほしいとかもある。柴田町としてはどうなんですか。そういうそのいろいろ町の財政のシミュレーションというのをやっているんでしょうけれども、主に建設関係担当のほうはどういうふうにその点考えていますかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 30年以上前の側溝というと、当然柴田町がこれから大きく伸びる時期あるいは区画整理等々で人工的に強制的に人口を伸ばした時期かこう思います。前にもちょっとお話ししておりましたけれども、現在のU字溝はまるっきり道路用のU字溝じゃないんですね。今は下が丸くて、あれは用水関係で、それが道路の脇にすばっと入っているということで、折れたり、その上にふたをかけるという構造じゃないわけですね。まさしくその更新といいますか、かえていくときにはもうほとんど新しいU字溝にかえなきゃいけないというのが実情です。今はもうV S側溝と言いまして、ある程度の勾配がとれなくても強制的に勾配をとる側溝がありますが、メインとしてそれを使っております、当然新しくつくるときには溝ぶたも入れて一体的な整備を今行っております。予算関係にいきますと、やはり前は4,000万、5,000万くらいだったかと思うんですけれども、実施計画で最低でも年間1億以上の、延長がありますけれども、1億予算確保しないことには当然前へ進めませんので、そういう形で年間1億以上の実施計画の中に入れて整備を進めていきたい。一步でも二歩でも半歩でも側溝を入れていきたいという考えでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 基本的な質問に戻りますが、側溝にふたがないというのは、考えてみると側溝だから必ずふたをするというものじゃなくて、ふたがなくてもいいということだったですかね。なぜこんなことを聞くかという、個人的になりますけれども、私の自宅の脇の側溝もふたがなかったんですよ。考えてみると、ほかのところは側溝があると。なぜうちの脇の側溝だけふたがないのかと。先ほど言ったように交通量がふえましたから、車がすれ違ったりやぱり歩行者からすると、側溝にふたがしてあれば、そこによけるということもできるんですね。だから、今になってみるとこういうように側溝のふたがない危険な場所があるというその対策をしてほしいという要望が出ることをちょっと今ふと思ったのは、側溝をつくったらふたをつくるものでもないんですかね。ちょっと今端的に思ったんですけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 基本的には溝ぶたも一緒にセットしていきたいとこのような考えでおりますが、当然道路がある程度広ければ、当然安全であるという前提でU字溝だけ入れて、先に入れてですね、そして後年度必要であれば上に溝ぶたを乗せる等々というのも一気にやらなくてもそういう考えで進めるところもありますし、まさしく議員さんの前のところは隣の家もだと思えます。たしか土側溝で何もなし。その先からたしか側溝等が入っているかと思うんですけれども、優先的にはやはり住宅が張りついて、そして側溝を入れて、そして溝ぶたをしてというのが基本形だとこのように思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 4)のまちづくり基本条例についてなんですが、町にも審議会がありますけれども、その審議会からもこの基本条例の浸透率というんでしょうか、あと例えばどのような浸透策を考えているんだとか、どういうふうにしたらいいんじゃないかというようなそういう質問というか、意見とかというのは出ているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

今現在、その策定作業ということで、ことしの審議会の1つの目標として今活動中というような状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 私が質問したのは、まちづくり基本条例、もう既に制定されたものが住民からするとまだまだわからない人が多いと。もっと啓発すべきということで、課長は今の住

民投票条例のことではないですね。基本条例についてのことですか。なら、いいです。

じゃ、あと例えばですね、同じようにまちづくり基本条例のようなものをつくった先進地で
どういうPR、うまい方法あるとか、そういうことを調べているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

実はやはり市民レベルというか感覚で、行政主導でつくった、市民レベルでつくったといっ
てもなかなか浸透していないというのが実情だと思います。そこで、1つの先進事例というこ
とで、実は山梨の甲府市で平成19年に自治基本条例をつくりました。23年に改めてやはり浸透
していないということで検討会をつくりまして、いかにしてそれを市民の皆さんに浸透させる
かというような形で1年間活動したという報告が、資料的には私のほうで入手しております。

ちなみに、甲府市自治基本条例の推進に関する提言書というような形で出されております。
これはインターネットで見ることできます。まず、具体的には理論条例というようなこと
で、この理論的な考え方、これをいかにして進めるかというようなことの具体的な方策も検討
委員会として出されております。例えば、情報共有についても、市の広報、ホームページの活
用、これもさることながら、見る人、知りたい人、この人たちの意識を考えた工夫をした情報
を提供しなさいというようなこと、それから暮らしの便利帳とか全戸配布するそういうような
ものにもPRというか、掲載しなさいということです。それから、町で行っている、市で行っ
ている参画事業、これについても根拠はまちづくり基本条例の参加と協働と、こういうような
一つ一つの事業を通じて事業のPRに努めなさいと、こういうような形での提言が先進地で
早目になされているというような事例を確認しておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） それでは、先ほどの答弁で工夫するというふうに答弁があったと思いま
すが、今のような調査に基づいて本当に具体的に柴田町として今後どういうPR方法ですね、
周知を考えているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 先ほど町長の答弁でも申し上げたとおり、町が発信側と
いうような形でこれからいろいろと紙面を使いまして、例えば広報紙に再度連載をするなり、
解説書をつくるなり、そういうようなところ、住民の皆さん対象の出前講座を改めて開催を申
し上げたりとか、まちづくり基本条例を知る講座を新たに開設するとか、こういうような形で
情報の周知には努めたいと思います。ただし、それを得ようとする町民の皆さんの率先した行

動がないと、どうしても一方通行になるのではないかと思います。ですから、その辺は町だけの責任ということじゃなくて、町民の皆さんの知る権利ということで知る努力もしていただきたいと、こういうようなこともあわせて情報の周知を図ってまいります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 5)の新栄通線の信号機の件なんですけど、新栄通線というのはいわゆる町の都市計画道路、30年から40年も前から考えられていたものなんでしょうけれども、結果的に町としてはどうなんですか。今みたいに信号が1つもないというような現状を想定していたんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

実は新栄通線、計画のときにおいて、交通流、流れを考えるとまず信号機の設置は予定しておりませんでした。計画の中からというような現状です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（舟山 彰君） でも、例えばやはり行政としてこのように実際に道路が動くというか、運用されるようになれば、交通量が予想以上にある。一番はその地域の住民、それから利用するドライバーからやはり危険だと、事故が起きない前につくってほしいと、そういう要望が出るということも想定はしていなかったんでしょうか。完全にもう永久に信号機つくらなくてもいいというような発想でいたんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 答弁でもお答えしましたように、要望とかそういうような地域の懇談会を行っても、やはり地域からの要望も出てきております。その都度、警察立ち会いのもと、そして警察に行ってもその事情を説明して、現地を確認していただくというような過程の中において、警察としては仙台大学のほうの信号機優先というような見解で、どうしても町の権限として現在設置できないというようなところにあります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 私も直接警察に行ったりしたこともあって、今のように大学の前の信号と我々がお願いしようとしているあの十字路は近過ぎるということだったんですけども、仙台市内とかはあんな近い距離だって幾らでも信号機があるわけですよ。だから、うちの地区の住民懇談会のときもたしかこの話も出たときも、そのような同じような話出たと思うんですよ。住民からすると、仙台市内なんかあんな距離にすぐ近くに信号機があるんじゃないかと。

なぜ大河原警察署は柴田町の船岡のあそこは近過ぎるからつくらないというのか、納得しないということなんですけれども、その辺は例えば町から警察に何度か言っていることあるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

あその交差点においては、事故発生というようなことも現実的には聞いているかと思えます。そういうような中において、再度警察との協議とかいろんな形で話は進めているわけなんです。警察としては事故を防止するため信号機を設置する条件というようなものがあるということです。その1つの条件として、まず人身事故が1年間の間に複数発生している場合ということ、それから設置の適否を判断する場合は特に交通規制、そのほか対策により代がえが可能か否かというこの2つにおいて判断をするということです。先ほどの質問の大学前の交差点については、そういうようなことで警察としては代がえが可能というような判断ですので、どうしてもその辺についてはまず申しわけないんですが、なかなか進まないというような現状になっています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 先ほどは都市計画道路ということで新栄通線を考えるときには、町が信号機がない、あるのかなのかというか、そういう設定はどう考えていたんですかというのをお聞きしましたけれども、今後も一応そういうことでいくと、幾ら警察に要望したってだめだということは、柴田町としては新栄通線は信号機が1つもない、それで対応せざるを得ないというふうに考えているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 先ほど答弁で申し上げましたように、信号機を設置する条件、これが時間とともに変わると思えます。人の動きも変わります。車の動きも変わります。ですから、こういうような考え方は固定じゃなくて現実的に状況を見ながら把握しながら確認をして、警察のほうには呼びかけというか、依頼は常にかけていきたいとは考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今まではちょうど仙台大学の門から真っすぐ来たところに関してなんですけれども、新栄通線ということでは例えば船岡中学校の脇道に行くところとか、あと町道東43号線でしたっけか、七作に用水路のふたをしてほしいと私がよく言って、今3分の1だけ工

事してもらっている。つまり、まずお聞きしたいのは、今までは車同士の通行に関してのことだったんですが、あの新栄通線、私ども地元からすると、昔の七作地区などが分断されたと言いは悪いんですが、子供たちがあそこを横断して通学する場所なんですね。その通学路ということでもいいんでしょうけれども、あそこを横断する子供たちの安全対策というのがどうなっているかというのをちょっともう一度改めてお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） ただいまのご質問の中で、通学路につきましては各見守り隊とかそういう皆様のご協力をいただいて、そういう地域で保護者の皆さんとかも立ち会いのもとで登校、下校時の対応をさせていただいているということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 例えば警察からは何かそういう、こういうふうにしてくださいというのは来ているわけじゃなくて、あくまでも柴田町としては見守り隊とか、父兄の方ですか。によって、朝とか帰りの通学、下校の時間はその対策をそれでとっているということなんですか。警察から何かそういう子供の安全対策について来ているということはないんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 警察からのその通学路に対しての体制づくりとか、そういうことは具体的にはそういう情報交換会といいますか、そういううちのほうでも前にも議会でのご質問で通学路についての安全対策ということで調査がありましたですね。そのときは学校またはうちの教育委員会、そしてあと警察と立ち会いのもとでそれぞれの危険と思われる部分の巡回をしたり、確認をさせていただいております。その中でも、今の交差点で例えば信号機が必要だと思われるようなところは、今お話しいただいている中でもこういうことは町としても申請しているんですねというふうなことでの話はさせていただいているという対応でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 私も地元といっても、車で通ることが多いんですけども、改めてあの横断歩道ですね。前に私も船岡中学校に行く途中に横断歩道つくってほしいという要望があって警察に行ったら、通行量を調べたり、現場、その照明がどうかということがあって、実際には横断歩道、それから夜のための照明とかあったんですけども、考えてみたら新栄通線、今言った子供たちが通るところの横断歩道の状況というのが、そういうふうにちゃんとなっているかとちょっと疑問に思ったんですけども、町としてその点、ふだん見守り隊とかにやっ

ていてもらうということですがけれども、新栄通線の横断歩道の状況というのはどのくらい確認
というか、しているでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 現状の交通量調査ということではいろんな調査の時期にあわせて
やっていると思っておるところなんですけれども、いわゆる横断歩道が設置されているとこ
ろは必要であって交通規制がかかりますですね。ですから、今ご質問のある、例えばライトア
ップとか、そういうことについて全てが対応されている状況ではないというふうに認識して
おります。ただ、やはり必要なところの横断歩道という交通規制の施策は対応させていただ
いているというふうに認識しているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） この議会懇談会では、この新栄通線とかそのほかの町道の安全対策につ
いていろいろ意見が出て、そこはまた通学路でもあるわけですね。私の最後の質問になります
けれども、6月議会でも私は通学路の安全対策を聞きました。9月20日のニュースでは、文部
科学省が全国6万カ所の通学路の危険性についての調査と改善要請を行ったとあったんですけ
れども、柴田町内ではその結果はどうだったのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） それは改善要請が柴田町にあったのかということでありまし
たら、それはございませんでした。というのは、そういう調査した結果、警察等も立ち会って検
査しまして報告した結果が全国から集まって、そういう通知になっているということの中
では、柴田町には直接そういう通知と申しますか、そういうものはございませんでした。ただ、
検査した結果の中、調査した結果の中では、警察にそれぞれの学校または教育委員会、あとは
交通安全対策関係のほうの部署でそれぞれに要望並びにお願い、要望を出しているという状況
ではございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） もしもその急いで対策をとるべきところが出た場合というのは、町では
予備費の中から例えば場合によっては急いでやるということなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 实际的に交通安全施設関係についての現地調査、そして
そういうような学校からの要請あれば、実は1年間の予算の中に交通安全対策費をとっており
ますので、優先的にその割り振りを検討して工事に着手するというような形になっておりま

す。たまたま9月補正をいただきまして、富沢街道のほうの白線が切れていたということで、それも改めて実際的には白線をつけたり、立体式の表示板をつけたりとか、そういうような形でできるだけ交通安全の關係の要望があれば、それに応えたいというような形では体制をとっております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問、はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 一応毎年、私ども議会のほうは団体を対象とした議会懇談会というのをやっております、報告書にも載せておりますが、担当課の方はよくそれを後ほどごらんいただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて12番舟山彰君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は11時10分になります。

午前10時55分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（我妻弘国君） **再開いたします。**

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番大坂三男君、直ちに質問席において質問してください。

〔11番 大坂三男君 登壇〕

○11番（大坂三男君） 11番大坂三男です。3問質問いたします。

1問目、**乳児におむつ券の配付を。**

最近、子育て支援や高齢者福祉の観点から、対象者のいる家庭の経済的負担を少しでも軽減するために自治体がおむつ代の助成を行っているところがふえています。近隣の蔵王町では、「乳児すこやかおむつ券配付事業」として月額4,000円分のおむつ券を1年分配付しており、また、「歳末限定高齢者おむつ券配付事業」として、寝たきり状態等でおむつ使用が必要と医師に認められた方を対象におむつ券の配付を行っています。また、茨城県常陸太田市では、乳児を養育する保護者に対して、乳児1人につき2万円を1歳の誕生日まで支給するとしています。

少子化対策のこの一環として、本町でも乳児の保護者に対しておむつ費用の助成としておむつ券の配付を早急 to 実施すべきと提案しますが、いかがでしょうか。

2問目、**私立幼稚園への支援と保育所の環境改善を。**

1) 町では平成25年度末で幼児型児童館を閉鎖するため、25年度の募集は5歳児のみとし、4歳児は町内の私立幼稚園に受け入れてもらうことになっております。この時期、私立幼稚園では既に25年度の入園希望者の募集が終わり、児童館からの受け入れ者も含めて入園者が決定していると思われます。しばらく定員割れの状態が続いていたとはいえ、今まで児童館に入館していた児童を一気に私立幼稚園で受け入れるとなると、定員の問題、施設運営上の問題など不都合が発生しないのか、心配されます。そこで伺います。

①各私立幼稚園の平成25年度の定員と入園決定者は何人か。入れなかった人はいないのか。

②児童館廃止に伴い、無理な受け入れになっていないか。施設や設備、用具等の改修や増強、職員の補充等が必要になると当然考えられるが、どうか。

③その際の必要経費については町が支援すべきと思うが、どうか。

2) 保育所の待機児童の解消は長年の課題である。待機児童数の現状と来年度の予測はどうか。特に3歳未満児について深刻だと思うが、保育所の部屋の増築などで対応できないのか。

3 問目、デマンドタクシーの現状は。

8月に運行開始したデマンドタクシー事業の利用状況と課題等について伺います。

1) スタートして4カ月経過した。利用状況の推移と分析は。

2) 利用者の反応は。どのような不満や要望が出ているか。

3) 利用をふやす方策は考えているか。

4) 県南中核病院への運行を望む声が相変わらず多いが、方策は。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大坂三男議員から大綱3点ございました。

まず1点、乳児におむつ券の配付についてでございます。

柴田町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）に基づき、128事業の主要事業を推進していますが、議員が提案されたおむつ費用の助成という直接的な経済的支援には取り組んではおりません。

本町では、高齢者については介護保険の「家族介護用品支給事業」で、住民税非課税世帯の在宅の高齢者が要介護認定で要介護度4及び5と判定され、紙おむつを必要とされる方に紙おむつが支給されております。また、障がい者についても「障害者地域生活支援事業」の日常生

活用具扶助により、3歳以上の障がい者の方で医療機関等の判定で紙おむつ等を必要とする方におむつ費用が助成されています。

子育て家庭の経済的負担の軽減という趣旨では、子ども医療費があり、平成24年10月から入院助成を中学校修了までに改正をいたしました。また、以前、大坂議員の一般質問にお答えしておりましたが、平成25年、来年の10月より通院の助成対象を中学校修了時まで拡大する予定でございます。児童手当についても、3歳以上児に支給される手当が1万円で、3歳未満の第1子、第2子の手当額は1万5,000円となり5,000円が増額され、少子化対策として充実が図られたところでございます。

子育てをする保護者への経済的負担の軽減策として、また、少子高齢化に伴う人口増加対策、さらに仙南地域での子育て支援先進地を目指す意味からも、乳児のおむつ費用の助成も今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

大綱2点目、私立幼稚園の支援関係でございます。

1番と2番は関係がありますので、まとめてお答えいたします。

町内私立幼稚園の平成25年度の定員、入園決定者につきましては、まず浄心幼稚園では3歳児、4歳児、5歳児で定員が180名、募集園児数3歳児、4歳児63名に対し入園申込者が100名で、そのうち入園を決定者したのが95名でした。5名が入園できなかったということになります。平成25年度の園児数見込みは212名となり、32名の定員超過となります。次、熊野幼稚園でございます。定員200名で、募集園児数65名に対し申込者が82名で、入園決定者が全員入園していただきまして82名で、平成25年度園児数見込みは166名となります。ですから、定員割れをしているということでございます。たんぼ幼稚園は定員80名で、募集園児は20名に対し申込者が43名で、入園決定者が全員の43名となり、平成25年度園児数見込みは103名となり、23名の定員超過となります。今回の募集で入園できなかった方は、浄心幼稚園で3歳児が4名、5歳児が1名で、合計5名の児童が入園することができませんでした。よくよく聞いてみますと、個々人の事情によるものということでございます。例えば、紙おむつがとれないというような事情があったようです。これについては納得をいただいたということです。

町が児童館での幼児保育事業を平成25年度末で廃止することから、平成25年度の4歳児の受け入れについては、私立幼稚園と協議を重ね、児童の入園に関してご協力をお願いしてまいりました。今回入園者の決定に当たって、3私立幼稚園の特別の配慮によりおおむね希望する幼稚園に入園することができたのではないかと考えております。

現在、私立幼稚園では来年度の運営に向け、クラス編成を検討している段階です。3幼稚園

とも1クラス増となることから、施設改修の検討や新規保育士の採用、ロッカー、椅子・机、教材等の購入の準備を行っている状況です。

その際の必要経費について町が支援すべきと思うがどうかという点ですが、私立幼稚園への助成として、これまで私立幼児教育施設の運営費助成金交付要綱により3幼稚園に助成をしてみいました。今回、町から無理なお願いもしておりますので、来年度に何らかの支援策を検討していかなければならないと考えております。

2点目、待機児童の解消でございます。

待機児童の現状は、平成24年11月15日現在、ゼロ歳児14人、1歳児15人、2歳児5人、3歳児5人、4歳児以上4人で合計で43人となっています。平成24年4月時点では、ゼロ歳児3人、1歳児5人、2歳児5人、3歳児5人、4歳児以上2人、合計20人でした。

待機児童が増加している原因としては、核家族化による家庭内保育の減少や女性の社会進出の増加、共働き家庭の増加という社会的要因がありますが、一番大きな理由は、経済環境の悪化に伴い給料、ボーナスのカットで父親の収入が減ってしまったことから、専業主婦だったお母さんが働かなければならなくなり、仕事を探すということで保育所入所を希望する保護者がふえたことによるものです。

次に、来年度の待機児童数の見込みということですが、現在、平成25年度入所申し込みを取りまとめております。継続、新規入所申込者の合計が491人となっています。平成24年度の入所申込者より16人も多い状況となっておりますので、ことしの4月の待機児童20人より多い人数になると考えております。

特に、3歳未満児の待機児童への増築等での対応については、12月現在の3歳児未満の入所状況は3保育所で158人と、昨年と比べると21人多い状況となっており、職員の加配や混合クラスの編成でできる限り入所できるよう対応してまいりました。ゼロ歳、1歳、2歳児の3歳児未満の待機児童数は34人で、待機児童全体の80%を占めています。

未満児の入所について、対応策として保育所の部屋の増築などで対応できないかということですが、町内の保育所の建物増築、改造等は国県補助金の対象となりませんので、国県の補助金がどのぐらいかかるのか、検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。その間、待機となっている保護者へは、ゆとりの育児支援事業の利用や民間の認可外保育施設、保育ママなどの保育サービスの情報提供を行っているところです。

今後、待機児童の8割を占める3歳児未満を対象とする保育サービスの拡充を図るため、家庭的保育の家庭的保育者の担い手の掘り起こしや、家庭的保育者への支援体制などの課題の解

決に努め、サービスが提供できるよう検討してまいります。

大綱3点目、デマンド型タクシーで4点ほどございました。

8月6日に運行を開始しましたデマンド型乗合タクシー「はなみちゃんGO」の11月30日現在の利用登録者数は1,630人で、町全体での登録率は4.2%となっており、男女別では男性が544人、33.4%、女性が1,086人、66.6%の登録率となっております。年代別では60歳以上が全体の81.6%を占め、男性、女性とも70歳代の登録が多く、次いで80歳代、60歳代の順となっております。

次に、利用状況についてですが、稼働日数は82日で、延べ利用者数が3,293人、1日当たりの平均利用者数は40.2人で、内訳は8月が24.8人、9月が40.1人、10月が47.5人、11月が47.1人となっております。主な利用先については医療機関や商店街が多く、曜日別の利用状況では金曜日の利用が比較的多く、水曜日の利用が少ない状況となっております。時間帯については、10時便の利用が特に多く、午前中の便の利用が全体の64.4%を占めております。男女別の利用者数は、女性の利用が86.7%と圧倒的に多く、年代別の利用者数では利用者のほとんどが60歳以上となっております。

このように、利用者は60歳以上の方が多く、日常生活における高齢者等の交通弱者の方々の主に通院や買い物及び公共機関への利用といった需要に対応しているものと考えております。

2点目、利用者の反応でございます。

利用者説明会においては、デマンド型乗合タクシーの大きな特徴である通常のタクシーとは異なり、予約によって、しかも乗り合いで時間帯や運行範囲等を限定したものであることから、予約者が1人でも運行するのか、到着時間を指定した利用ができるのかなどの利用方法についての質問が多くありました。また、運行後は、予約センターに、自宅到着時間の連絡、運行間隔の変更、ドライバーの接客態度、中核病院を含めた町外への運行などの意見、要望等が利用者から寄せられております。

総括しますと、最新の運行システムを活用した配車調整等によりオペレーター、ドライバーの連携が図られており、大きな混乱もなく順調に運行をしております。特に槻木地区の利用者の方々からは、通院や買い物に行きやすくなり外出する機会がふえ、日常生活の足として大変助かっているとお話もいただいているところでございます。

利用をふやす方法ですが、導入自治体の事例を見ても、デマンド型乗合タクシーが町の新たな公共交通システムとして町民に浸透し利用が定着するまでには、一定の期間が必要だと言われており、運行当初は利用者が少なく、徐々に利便性が認められ利用者がふえていく傾向にあ

るということですが、まだまだ町民の皆さんに認知されているとは言いがたい状況であると考えております。今後もより多くの皆さんに利用していただけるよう、事業運営主体である商工会と連携を図りながら、引き続き広報紙等を通じて周知、広報活動の徹底と利用者動向データの収集、分析及び利用者の利用状況や改善要望等を把握するためのアンケート調査を実施し、必要に応じて運行形態の見直しを行い、利用者の確保、定着を図っていきたいと考えております。

4点目、県南中核病院への運行でございます。

議員ご指摘のとおり、みやぎ県南中核病院への運行については、利用者説明会においても要望があることは承知しております。この件については、少なからず大河原町の交通事業者にも影響が出ることから、大河原町で設置している地域公共交通協議会での協議承認が必要となり、柴田町だけで決定することはできません。まずは町内の運行体制を確立して、今後の需要動向等を見きわめながら、関係市町及び特に町内タクシー事業者との協議の中で、現在借上げをしている運行台数で賄えるのか、例えば運行台数をふやすことに協力してもらえるのか、営業収益に大きな影響を及ぼさないのかなどの課題について調整を行い、導入自治体の事例なども参考に課題解決に向けて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 大坂三男君、再質問ありますか。許します。

○11番（大坂三男君） 数値的な答弁が非常に今回多くて、メモし切れなかった。メモしているうちにどんどん答弁が進んでいって聞き漏らしたということもございますので、議会からかねて要望していますように、答弁書を直前でもいいですからいただけると、事前にいただくと、それを見ながら質疑もできるのでありがたいなと思いますけれども、今はこの課題に関係ないのでちょこっとだけ申し上げておきます。よろしく申し上げます。

そういった意味で、ちょっと済みません、私メモしながら、この肝心なおむつの今後のどういうふうなことで対応していくのか、答弁がちょっと聞き漏らしたので、担当課長でいいですから今後のこれに対するスケジュール等も含めて、ちょっともう一回ご答弁いただきたいなと。お願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課。

○子ども家庭課長（永井 裕君） お答えいたします。

子育てをしています保護者に対する経済的負担を軽減するという目的で、ほかの自治体につきましても大体同様の施策でもって実施しているようでございます。柴田町におきましても、

その辺ちょっと財政的なことも考えまして、今後前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 前向きにということでありがたいんですけども、多少期限を限ってどのぐらいまで検討すると。できれば平成25年度とか26年度から進めたいというような方向でやっていただきたいんですけども、財政的に町で例えば蔵王町並みにするとしたら、総額でどのぐらいの負担になるのか、お伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課。

○子ども家庭課長（永井 裕君） お答えします。

蔵王町の場合、平成23年の出生数が86人でございます。それで、4万8,000円を支払いますので、合計しますと412万8,000円になります。ちなみに蔵王町をモデルにしますと、柴田町の場合、1年間の出生数は297名でございます。それを4万8,000円を掛けますと1,425万円というふうになります。ちなみに質問の中にあります茨城県の常陸太田市のほうは2万円ですので、それに合わせますと594万円というふうになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 柴田町はそうしますと300名弱ぐらいですか、今出生、新生児が。合計特殊出生率というのは柴田はどの程度になっているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課。（「なかったらいいです」の声あり）

○子ども家庭課長（永井 裕君） 済みません、ちょっと把握しておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 非常にこれが宮城県でも平成22年度が1.30、そして23年度は1.25と、どんどん下がってくる。非常にこれが2以上でないと、人口を維持するには2.08以上でないと、どんどんもう減っていくということで、そんなことから少子化が非常に問題になっているんですが、そのためにいろんな形で子育て支援、家庭の負担を少しでも減らすようにというように各自自治体いろいろやっていますし、国もやっていますし、柴田町でも先ほど町長の答弁にありましたように、乳幼児医療費の町の助成の拡充を段階的にやっているんですが、また一方で子ども手当だとか、その前は何手当でしたっけ。児童手当ですか。そういうものも国からもあったりして、そういう形であの手この手でいろいろ経済的な支援をやろうというふうにはやっておるんですが、子ども手当とか児童手当、現金支給については私個人は問題があるんだろうなと。それを本当に子供のために使わないで親の余興、パチンコ代に使ったりとか、あと

貯金に回ったりとか、そういう問題があって、やはりできれば現物支給みたいな形で子ども医療費の助成とかそういう形のほうがいいんだろうなというふうに私は思っております。ですから、そういった意味でおむつ代、これもぜひ完全な現物支給ですから、特に私はチケットで支援して、それを町内で購入するというふうな限定で支給するというような形にするのが一番かなというふうに思っているんですが、その辺の考え方、どのように思っておられるか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 答えいたします。

先ほど申しあげましたように、いずれの自治体におきましても、交付する場合は町内の指定された事業所で購入というふうになっておりまして、以前の地域振興券のような感じでやっておりますので、当町でも導入する場合はそのような方法になると考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） ぜひそれは早い時期に実現していただきたいなと思います。蔵王町の月4,000円というふうにいかなければ、まずは半分の2,000円というふうな形でもスタートできればいいのではないかなというふうに思いますので、ぜひ担当課長として頑張って財政課長にねじ巻いてひとつ、早く実現できるようにお願いしたいなというふうに思います。財政課長も少子化対策は反対でないと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、一環で高齢者に対するおむつ券なりおむつ代の支援ということなんですが、町はそれなりの障がい者及び高齢者に対して介護認定というか、条件を決めて支援しているということですが、よくこれで聞くのが、病院に入院したときに、病院に入院しても家庭でも、現金で買っている、あるいは町からの支援のある場合はそれで買えるんですけれども、病院に入院するとその病院がそういう自分で紙おむつを用意するんじゃなくて、病院で手当てる、準備するレンタル品を使うというために、そのレンタル料を取られちゃうと。それはどうということなのかよくわかりませんが、病院がその業者に布おむつを提供させてレンタルさせて、それを使ったらその業者さんが持って行ってまた洗濯したりしてというような形のために、そういう患者さんが自分でそれを買ってきて使うというようなこと、もちろんおむつをかえたり何だりするのには病院ですから、看護師さんですから、そういう理由があつてのそういうやり方だと思うんですが、例えば中核病院なんかはその辺どうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課。

○健康推進課長（大場勝郎君） 済みません、中核病院のほうでおむつのそういう取り扱いにつ

いてはちょっと確認しておりません。済みません。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） ちょっとそういう高齢者のおむつについて、病院の入院の場合にちょっと不都合が結構あるんだというような話も聞いておりますので、ぜひ調査していただいて、かなりなそのレンタル料、1日1,900幾らとか2,000円ぐらいとかということで、月額にすると大変なことになっているようですので、ぜひその辺はちょっと調査をお願いしたいなど。もしそうであれば、町の何か支援が考えられないかなということも酌んで調査をお願いしたいと思います。

2問目の私立幼稚園関係なんですけど、今まで余りにも定員割れが多かったために、一応熊野さんなんかはまた定員割れだというような感じで、定員オーバーということについては余り心配する必要はないのかなというふうに思います。熊野さん以外に例えば今回児童館の子供を受け入れるに当たって、今まで町外から預かっていた方にお断りするというようなことはなかったのかなというふうな、ちょっと気になるんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課。

○子ども家庭課長（永井 裕君） お答えします。

幼児保育型児童館の廃止に伴いまして、私立幼稚園のほうに今回児童数がふえるということでご迷惑をかけているということは大体予想しておりましたので、事前に各幼稚園のほうにお伺いしまして対応のほうをお願いしてきたところであります。ですので、先ほど言いましたように、議員さんおっしゃるように町外から通園される、入園される方についてはお断りしていないということで、通常どおり入園させているようです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 平成25年度は何とか全員希望者は入れたと。四、五人いろいろおむつの関係とかあって事情があって入れない人がいたようなんですが、それについては保護者というか、了解は得られたということで、特に問題はないと思うんですが、26年度は大丈夫なんではないかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課。

○子ども家庭課長（永井 裕君） お答えします。

平成26年度につきましては、しばた児童館をたんぼぼさんのほうに移行しまして経営していただくということで、そちらのほうに回っていただくということで、調整はしなければだめだと思いますけれども、今のところ大丈夫であろうと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 平成25年度もその調整はなかったようですけども、例えばこちらの船岡の幼稚園に入りたいんだけど……、そういうことはないかな。槻木の幼稚園に入りたいんだけど、ちょっと調整されてしまって船岡に来ざるを得なかったとかというような方はいらっしゃらないんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 各幼稚園の園長さんのほうにお邪魔しまして内容等をお聞きしたところでは、そういう方何名かおります。それで、ご希望のところに入れなかった保護者の方もいたようでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） そういう方が平成26年度になるとさらにふえてくるとなると、やはりちょっと問題かなど。多少対策は立てなくてはならないのかなというふうにも思います。

それから、未満児ですね、3歳未満児というか、ゼロ歳、1歳、2歳関係。やはり待機が多いというふうに聞きました。とりあえずは何とかそう大きな問題にならない程度で来年度は進むのかなというように思いますが、各幼稚園で何とか受け入れはしたものの、ゼロ歳ならゼロ歳、1歳なら1歳、それぞれ部屋が違う。そうした中で、アンバランスになってちょっと増築したいとか、間仕切りを変えたいとか、そういうような話もちらっと聞くんですけども、その辺実態はどうなっているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課。

○子ども家庭課長（永井 裕君） お答えします。

各保育所につきましては、それぞれ入所が決まった段階で、その各年齢ごとの園児数に応じましてクラス編成とかをしているわけです。今回なかなか待機待ちになった方につきましては、状況を聞きますとほとんどが求職中、お母さんが求職中であるということですので、実際船岡、それから西船迫保育所ですね。実施しているゆとりの支援事業ですね。そちらのほうを充実させて今後は待機児童の減少に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） それにしても、ゆとりの事業だけではやはり不十分だと思いますので、できればやはり部屋を増築とか、その人員の加配とか、そういうような、加配といいますか、補充といいますかね。その辺をしながらきちっとした対応をしていただきたいなというふうに思います。前にちょっと聞いた話で、そのゆとりの事業も船迫保育所では何か前何か使ってい

た部屋を使ったので、例えばゼロ歳児とか乳児の場合は流しというんですか、そういうものとかトイレとかいろいろちゃんとしたものがないとだめなのに、それが不十分だという話をちょっと前に聞いたことがあるんですけども、それは今はどうなっているのかね。多分大規模改修したときに多少その辺は対策したのかなと私なりに思っているんですけども、その辺十分西船迫以外に槻木も、槻木じゃない、船岡ですね。その辺はそのゆとりの部屋というのもきちっと今は十分に整備されているのかどうか、お伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課。

○子ども家庭課長（永井 裕君） お答えいたします。

ゆとり事業の保育につきましては、一応登録制になっておりますので登録児童数を把握しておりますので、その辺はきちんと職員の配置とかもきちっと対応していると聞いております。

（「設備的にはどうなんでしょう」の声あり）昨年の大規模改造によりまして、その辺は対応しているというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○11番（大坂三男君） デマンドタクシーのほうをお伺いします。

いろいろ分析した報告をいただきました。想定どおりやはり高齢者にたくさん使っていただいているということで、最初の狙いどおり高齢者の足の確保ということが現実にはなっているのかなということで、その点は結構だと思います。ただ、利用者ですね。それから、いろいろ聞いてみましても、まだ知らない人もおりますし、もう少し周知をしながら、あとロコミなんかも利用して、1日たしか七、八十人が目標だということでスタートしたと思いますが、ぜひもう少し利用者がふえるようにいろいろ工夫をしていただきたいなというふうに思います。

その行き先と帰りがあるとと思うんですけども、行き先というのはやはり病院が一番多いんでしょうかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域再生対策監。

○地域再生対策監（宮城利郎君） お答えいたします。

主な行き先ですけども、医療機関のほう約47%となっている状況です。それからあと、次に商店、買い物のほうなんですけども、それにつきましても29.6%というようなことで、これらで76.6%というようなことで大きなウエートを占めております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） ただ、病院に行ったときに、やはり帰りが不便なんだと皆さんよくおっしゃるんですけども、やはりそういう声は多いでしょうか。実際、帰りは皆さんどうなさっ

ているのかですね。行きはデマンドで帰りは割り切って従来どおりの個人的なタクシー利用と
いうことをしているのかどうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域再生対策監。

○地域再生対策監（宮城利郎君） お答えいたします。

いろいろ行きを逆に通常のタクシーで行かれて、帰りをデマンドの利用をしている方もいら
っしゃいますし、さまざまなんですけど、通常ですと帰りの便まで予約、デマンドできますけれ
ども、なかなか病院に行くとその時間内で終わらないということで、ちょっと帰りは苦勞して
いる利用者の方もいらっしゃるというようなことを聞いております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 今1時間単位の運行となっていますが、その今言ったものの1つの対
策として、30分単位の運行といたしますか、角田がたしか30分単位でしたよね。その辺はできな
いものかなというふうに私は思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域再生対策監。

○地域再生対策監（宮城利郎君） 大河原、角田が30分での運行というような体制になっており
まして、実はその利用者の方からも30分ぐらいでの運行できないかというようなことで確かに
要望はございます。ただ、この運行間隔につきましては、交通事業者、タクシー事業者のほう
のアドバイスをいただきまして、当初は1時間での運行、町内一円、1エリアでございまして
で、やはり1時間ぐらいの運行間隔が必要であろうというようなことで運行形態になっており
ますので、これについては今後の検討ということにさせていただきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） それは多分全町1つのエリアとして考えているから、事業者さんも例え
ば槻木の奥と言うと失礼ですけども、からずっとまた町の端までとなったときに、ある程度
時間を行き来にかかるので、30分というのはかなり厳しいと思います。ただ、やはりエリアに
ある程度分けて、エリア内であれば30分の運行間隔といたしますか、そういうことも可能なの
かなというふうにも思いますが、ただ、必ずしもエリア内だけとは限らないから、その辺いろい
ろ工夫しながら、やはり角田でも大河原でもやっているということについては、やってやれな
いことはないのかなというふうに思いますので、ぜひその辺ちょっと検討していただきたい。
そうしますと、最大で30分待てば利用できるということで、もう少し便利になるのかなと。利
用者もふえるのかなとも思いますし、利用者にとっても便利になるのかなというふうに思
いますので、ぜひその辺は検討して、もし改善できるのであればしていただきたいなというふう

と思いますが、いかがでしょうか。絶対だめでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域再生対策監。

○地域再生対策監（宮城利郎君） 大河原と柴田町を比較しまして、大河原のほうはやはり面積が柴田町の半分というような状況でございます。先ほど申し上げましたとおり、タクシー事業者のほうの意見等も聞きながら、今後30分で運行、間隔でできるのかどうか、その辺は検討していきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） それで、現状、大河原は範囲が狭いからいいですけどもね。角田は広いんですけども、柴田よりも広いんですけども30分でやっていると。その違いをぜひ検討しながらやっていただければいいと思います。

それで、大体今事前に予約して、来ていただくまでの待ち時間、9時台と言ったら9時何分ごろに来るって、40分に来れば40分その人は待っていることになりますから、何もしないでですか、あれしないでね。その待ち時間というのは大体統計なんかとっていただいたことはあるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域再生対策監。

○地域再生対策監（宮城利郎君） 待ち時間の関係ですけども、実は予約センターのほうにちょっと確認をしたんですが、統計等というのは特別とっておらないんですが、やはり30分、長い人で30分というような状況だそうです。その辺は確認をしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） それで、ちょっと私も1回受け付けするところに行ってちょっと見ていたんですけども、相手が申しわけないんですけども高齢者なのでね、特に初めての場合とか、何回利用してもなかなかそのシステム、それからその辺が理解できなくて、結構やりとりが複雑になっていたりしたりもしていたようなんですが、高齢者は今の仕組みをきちっと理解していただいて、割かしスムーズに予約とかそういうことがなされているのかどうか。ちょっとなかなか大変な対応が、受付のオペレーターさんがそういうことがないのかどうか、お伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域再生対策監。

○地域再生対策監（宮城利郎君） 予約センターのオペレーターのほうからは、確かにおっしゃったとおり高齢者の方からの利用が多いというようなことで、自宅からかけてくる場合にはよろしいんですけども、自宅の電話番号等が出ますけれども、出かけた先、公衆電話等から今

度帰りの便を予約する際に、ご自分ではもう連絡した時点で予約がなされてもう終わっているというような状況と勘違いされて、来ない、来ないというようなことで電話が来るというような状況もあるということを知っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） それは何回か使っているうちになれてくるとは思うんですが、この仕組みについてもやはり高齢者に限らずなかなかよくわからなくて、病院にだけしか行けないのではないのかと勘違いしていた人もこの間お会いしたんですが、病院に行けて便利だよという話が、病院にしか行けないんだみたいな理解のされ方をしている場合もありますので、もう少し町もPRを兼ねながら、遊びに行ってもいいし、イルミネーションいろいろ、夜はだめなんだよね。城址公園にお買い物に行ってもいいですしというようなこと、これについてもやはりPR、周知ももう少し機会があるたびにやっていただければなというふうに思います。

ちょっと先ほど私申し上げましたけれども、商工会との連携について、他の自治体ではその商店の割引券を発行したり、ポイントを発行したりというようなことをよくやっているんですが、柴田町その辺はどのように今後取り組んでいくおつもりなのか、お伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域再生対策監。

○地域再生対策監（宮城利郎君） 商工会との連携、地域活性化の関係ですけれども、実はデマンドが運行しまして、商工会のサービス事業部会のほうで割引のクーポン券を発行させていただきました。そういったことで、デマンドの利用促進というようなことで一緒にさせていただいているところです。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 今、非常に高齢者が多いということなんですけれども、前にも申し上げたことはあったと思うんですけれども、一部学生の通学に、時間帯的なものがあるからなかなか利用しにくいのかなというのも思うんですけれども、今は8時から5時まででしたよね。それについても、何とか7時ごろからとかできないものなのかなというふうに、延長ができないかなと。延長というか、朝ですね。スタート、その辺も事業者との約束があるから無理だと考えるのか、サービスの拡充という意味で、ただ高齢者は9時とか10時とかが多いという話だったのでね。高齢者は余りそう早くする必要は少ないのかとは思うんですが、子供たちですね。学生とか、場合によっては幼稚園とか保育所への関係、あと子供たち、例えばプールに行くとか、そういうような形で子供たちも利用できるような、何も高齢者だけのためじゃなくて、子供たちも利用できるような雰囲気づくりと仕組みづくりもやれば、もっと認知度が高く

なるのではないかなど。はなみちゃんですね。これ終わってから言いますと。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域再生対策監。

○地域再生対策監（宮城利郎君） 時間帯の関係、8時からの運行なんですけれども、確かに前にもお話し申し上げたと思うんですが、なかなか7時ぐらいからですと、実際にそのタクシー事業者のほうとまずはそのデマンドを運行する際、やはりその辺は8時くらいにしてくれと、日中時間帯での運行をデマンドに協力するというようなことのお話もいただいております。それからあと、なかなか8時台に運行すると、通学者が例えば利用するという際には、なかなかその高齢者の関係もありまして、なかなか利用しづらい状況になっているのかと思います。今後その辺につきましてはちょっと検討していきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 私の身内が大河原におりまして、子供が小学生がプールとかピアノとか行くんですね。すると、親がその都度送っていかなくちゃならなかったんですけれども、デマンドができてからは子供が300円で自分で行っちゃうと。帰りもデマンドで帰ってくると。非常に喜んでますね、親が。送り迎えしなくて済むのでね。そういう利用のされ方ができれば、また楽しいなあと思います。楽しみもないとね、世の中なかなか発展しないので、ぜひそういう活用の仕方でも今後考えていただきたいなというふうに思います。

ついでにですけれども、福祉タクシーといいますか、介護保険が福祉タクシーっていわゆる業者さんやっておられますけれども、それと介護保険の関係ちょっとご説明をお願いしたいなと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

介護保険とその福祉タクシー、福祉タクシーは介護タクシー、歩行、移動困難な方、障がい者の方とか要介護の方がご利用いただくわけですが、それについては介護保険のサービスの範囲ではございません。その介護タクシーの乗車の示された条件といいますか、金額で行われているというふうに聞いております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 個人が介護タクシー、そういう介護タクシー、福祉タクシーをやっている業者さんに依頼するときは、全額自己負担ということなんですか。家庭から例えばどこかに行く場合ですね。必ずしも車椅子でなくても、歩行は困難でもタクシーには乗れる場合があるわけですね。その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課。

○福祉課長（駒板公一君） 介護タクシーというのは、タクシー業者がやっているものでございまして、また別に福祉有償運送ということで、社会福祉協議会でやっている事業もございません。それはタクシー料金の約半額程度ということです。タクシー業者については正規の料金といたしますか、そちらで賄われています、がその行われているということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 社協とか、それからタクシー会社でやっている分で、町内では負担のことは別としても、一応制度としては大丈夫だと。利用したくてもできないというような状況ではないというふうなことでよろしいのでしょうか。そこを例えば利用したいんだけどもそういう業者さんが少ないとか、タクシーがないとかということできないと、足りないというような声はないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 福祉無償運送のことについて申し上げますが、これは移動困難ということで障がい者の方、高齢者の方といたしますか、要介護の方が対象となっています。それは誰でもいいという利用のされ方ではなくて、一定の条件がございます。そういう方が町内にいらっしゃれば、全て利用できるということになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） よくその辺、私も認識不足で申しわけなかったんですけども、いずれにしろやはり高齢者の足をきちっと確保してやるということで、今後ともぜひ充実に努めていただきたいなというように思います。

最後に、はなみちゃんGOなんですけど、タクシー、何かたしかあれはなみちゃんGOだなと思うんだけど、タクシーの脇だか前だかに小さくマグネットか何かでくっつけるのかどうかかわからないんですけども、ちょっと地味でもう少し大きくかわいく楽しくやっていただきたいと思うんですけど、目立つように。あ、はなみちゃんGO、デマンドタクシー来たよ、迎えに来たというようなのがわかるように、もう少し豪華に楽しくやっていただければなおいいのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 確かにちょっと地味かもしれませんが、ボンネットとそれから両サイド、ドアのほうに張っているんですけど、その辺もちょっとマグネットのほうも派手目にちょっと考えてみたいというふうに思います。済みません。（「以上です」の声あり）

○議長（我妻弘国君） これにて11番大坂三男君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

13時から再開いたします。

午後0時05分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

1番平間奈緒美さん、直ちに質問席において質問してください。

〔1番 平間奈緒美君 登壇〕

○1番（平間奈緒美君） 1番平間奈緒美です。大綱2問質問いたします。

住みやすい町営住宅の提供を。

公営住宅法の目的は、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して廉価な家賃で賃貸することで、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することです。柴田町の町営住宅管理条例においてもこの旨規定しています。現在、町が管理している町営住宅は504戸ありますが、安全、施設管理はどうなっているのか伺います。

1) 町営住宅の中には風呂釜及び排気筒設置において安全基準に満たないところがあると伺っております。この点を町としてどう考えるのか伺います。

2) 町営住宅の安全面を考慮すれば、外釜方式の器具を設置することが最善の方式ですが、高額な費用のためなかなか進んでいないのが現状です。設置することで家賃が上がるのでは問題です。しかし、何かあってからでは遅いのではないのでしょうか。町の見解を伺います。

3) 町営住宅には風呂釜や浴槽が設置されていない住宅もあります。入居者が設置費用を自己負担し、退去する際には撤去しなくてはなりません。退去者が浴槽や風呂釜を不必要とした場合、再利用が可能であれば点検整備をして活用することはできないのでしょうか。浴槽や風呂釜の設置は入居者の負担軽減につながると考えられます。現在の状況はどうなっているのか伺います。

2. 学校周辺の環境整備は進んでいるのか。

ことし6月の第2回定例会で一般質問いたしました学校周辺の環境整備について、再度質問いたします。

各小中学校の環境はよくなっていると感じております。しかし、樹木の管理は進んでいるでしょうか。背の高くなった樹木は日の光を遮り、周辺にお住まいの方にもご迷惑をかけていると伺っております。前回の質問では現場を確認して検討していくとの答弁がありましたが、学校は町の顔です。「花のまち柴田」を目指すのであれば、学校任せにせず町としてしっかりと管理していくべきではないでしょうか。半年がたった現在の進捗状況を伺います。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。1問目、町長、2問目、教育長。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間議員の大綱1問目、住みやすい町営住宅の提供等でございます。3点ほどございました。

町営住宅は、現在町内9団地に496戸の管理をしておりますが、そのうち昭和55年度以前に建設した土手内、二本杉、並松、神山前、西船迫住宅1号棟の計342戸には風呂釜、浴槽の設備がなく、入居者が個人で設置していただく住宅です。もちろん、これらの住宅が建設された当時の整備基準では、浴室を設ける必要はありますが浴槽・風呂釜の入浴設備は求められておりませんでした。町では、昭和58年度に建設した船岡駅前町営住宅から入浴設備の設置を行っております。

1点目ですが、議員ご指摘の安全基準に満たない風呂釜が設置されている住宅とは、神山前町営住宅と推測されます。この住宅は、浴室がベランダ側に配置されているなど、間取りの関係から自然排気方式の風呂釜は現行基準に合致しないものになっています。ガス供給業者の柴田ガスに確認したところ、違法ではないが既存不適格であるとのことでした。神山前住宅は88戸管理しており、現在83戸の方が入居しております。柴田ガスによる最新の調査では、このうち8戸が自然排気方式の風呂釜で不完全燃焼防止装置を備えていない器具を使用しているものと思われるとのことでした。

平成19年にガス事業法が改正され、ガス供給業者は、不完全燃焼防止装置が備えられていない器具を使用している消費者に対し、危険の発生防止に関する事項を定期的に周知することが義務づけられました。これを受けて、当時柴田ガスで各住戸の調査を行い、町も報告を受けております。適合しない器具が設置してある住戸の入居者に対し、町と柴田ガスが連名で状況説明と安全な設備への更新をお願いしていますし、その後も柴田ガスにおいて定期的に周知・説明を行っております。

2点目、基準を満たしていない風呂釜を使用している世帯は、器具の更新が必要になりま

す。事故を未然に防ぐという観点から、町でもどうにかできないかということかと思えます。問題は、これらの設備は入居者個人が設置し管理しているものであること、また、既にほぼ全員の方が自己負担で更新を行っているということです。このことから、一部の方のみに新たな公的助成をすることは非常に難しいものと思われます。高額な費用負担の軽減を図る必要もあり、町ではガス供給業者に対し、今まで以上にも低廉な価格で提供していただけないか、分割払いでの設置はどうか等々改めて要請、協議を行いたいと思えます。

3点目、入浴設備がない住宅に入居する場合、敷金等の負担に加え、浴槽・風呂釜等を用意すると10数万円の負担がふえ、当然退去時には撤去費用もかかります。ご提案のとおり、退去者が不用とした浴槽・風呂釜を点検・整備し、再利用することで負担軽減を図ることは可能ですが、町として中古品の購入や退去者からの譲り受けについては、風呂釜は十分な点検・整備を行うとしても安全や品質保証ができないため実施しておりませんし、推奨できるものではありません。ガス供給業者や器具取り扱い業者に確認しても、あくまでも自己責任による使用であり責任は持てないとの回答でした。町としては、入居者の安全確保が第一ですので、火の始末や火気器具の取り扱いについては常々注意喚起を行っております。今後の対応といたしまして、改めてガス供給業者等の協力もいただき、現在使用している器具の現況調査を実施し、安全な使用と管理方法の説明や危険器具の交換についても呼びかけを行ってまいります。

○議長（我妻弘国君） 次に、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 大綱2問目、各小中学校の樹木の管理についてお答えをいたします。

小中学校の樹木の管理につきましては、学校施設の整理整頓及び環境整備の管理に対応するために用務員を任用し配置しておりますので、用務員の作業として実施しております。また、樹木の種類や大きさなどから用務員対応では困難で施工に専門的な技術や機材、そして安全対策が必要となる場合に備え、委託料5万円を全学校に予算計上して実施しております。剪定の時期は、専門業者のアドバイスを受けて、木が傷まない時期であることと、落葉後で処分費用が削減できる冬季に実施してまいりました。さらに、高木の芯どめまたは広範囲に及ぶ場合などに備えて、本年度から計画的剪定を実施することとし、教育総務課予算に100万円を計上しまして、特に船岡小学校南側の県道にはみ出している樹木の剪定を落葉後に予定していたところでしたが、その前に4月の暴風発生により、柴田小学校と槻木小学校の木々が根元から倒される樹木倒壊が発生したために、児童と周辺地域の安全確保が優先と判断しまして、緊急に伐

採処分を実施しましたことから、今回改めて当初計画の船岡小学校の樹木剪定も含めました処理費用を補正予算として本議会に提案しておりますので、よろしく願いいたします。

槻木中学校東側樹木の剪定は、仮設駐車場の撤去整備工程に合わせて、本年度内に樹木を伐採いたします。

以上でございます。

- 議長（我妻弘国君） 平間奈緒美さん、再質問ありますか。許します。
- 1番（平間奈緒美君） まず、本当に初歩的なことなんですけれども、町で出していますこの町営住宅入居募集の申し込みのしおりの中に、普通住宅、普通町営住宅と改良町営住宅のことが書いてあります。所得に応じて違うと。これは所得に応じて格差を設けたということだと思うんですけれども、もう少し詳しくこのご説明をお願いいたします。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。
- 都市建設課長（大久保政一君） 部屋の大きさも当然違いますし、それから家賃の算定は部屋の大きさも違いますし、それからその建ててある位置ですか。利便係数が違います。それから、経過年数も違います。それによってある程度家賃の違いが出てくるということでございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 1番（平間奈緒美君） 部屋の大きさによって家賃が違う、その附属しているものによって家賃が違うというのはもちろん当たり前のことですし、住みやすくなればその分家賃が上がるというのももちろん当然だと思います。ただ、改良住宅に関しては風呂なしということなので、風呂なしですよ。駐車場もないということで、築44年、1号棟が44年、2号棟が45年、3号棟が46年建設ということで、40年、43年は超えています。私と同世代なので。まず、そういったところで、人間もそうですけれども、40年を過ぎればがたがくるというのは世の常だと思うんですね。この前の高速道路の事故もやはり経年劣化というか、そういったものでメンテナンス的なものが非常に問題になっていると思うんですけれども、まずこの神山前というよりは全体的なことではちょっと伺いたいと思います。町営住宅、二本杉から土手内、船岡駅前など、本当に496戸現在あるということですから、メンテナンスですね。点検・調査というのはどのような形で行っているのか伺います。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。
- 都市建設課長（大久保政一君） まず、水の関係で言いますと、年に1回そういうその保守管理を行っております。それから、当然各部屋、各部屋、水関係ですね。台所ですか、そういう

細かいところと言いますとパッキン等々ですね。そういうものについては当然毎日使って、あるいは水等が漏れるということになれば、当然入居者の方から直接こちらに来ます。それから電気、配線関係ですね。それからドア、壁等々ですね。そういうものについてはきちっとうちらほうで現場を確認しまして、当然入居されている方の立ち会いを求めて修繕費、当初予算で600万あるいは補正で600万等々つけてもらっていますので、適切に修繕を行って生活できるといいですか、住んでいただけるような状態にはしていると、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） それでは、何かあれば住んでいる方から直接連絡が来て、ちょっとここが壊れているとか何とかというやりとりがあるということですね。それは年間大体どのぐらいあるのか、件数的にもしわかればお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） ちょっと件数は今資料を持ち得ていませんけれども、本当に毎日というわけでないですけども、団地ですから1カ所がある程度……、1カ所がある程度補修とかになれば、大体団地ですから同じ建物ですから大体同じものが発生するんだろうとこのように思っております。当然個人で電話をよこす方、それから当然各団地に管理補助員という方をつけております。住宅の中に代表としてお世話をさせていただくということで、その方も通じて当然いろんな要望等々入ってきます。その都度きちっと現地に立ち会って対応しているということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） ちなみに、昨年発生いたしました3.11の際、東日本大震災の際にそういった住宅のほうで何か壊れたとか、ちょっと不都合があったとか、そういった連絡というのはあったんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） まず、二本杉ですけども、屋根が地震で壊れたということで、当然そういう用件もありました。それから、槻木駅前住宅、あそこはインターロッキング張っていますけれども、でこぼこができてそれも当然修繕をした。それから、階段ですね。アプローチですか、階段に落差ができた。そして、もう一つはパイプが抜けたということで、水道関係がなかなか供給できなかったということがありまして、細かいところはまだまだあるんですけども、そういうことで対処しております。

先ほどちょっと年間どれくらいというお話でしたけれども、大体300件くらい要望等が来てお

ります。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） わかりました。特に大きな被害というのは見受けられなかった、細かい被害はもちろんどこのお宅でも、うちでも壁にひびが入っていたりしていますので、大きな被害がなかったのは本当に幸いだったのかなと思っております。

それでは、その山崎アパート、神山前アパートについて、先ほど町長答弁の中で安全基準、安全装置を持たないお宅が8戸あるということです。私も8軒あるということは業者さんのほうからも伺っておりました。安全装置がない、何かあったときの危ない、危ないというか、ちょっと危険なのかなという。ただ、業者さんと町のほうでできるだけ新しいものを設置してほしいということで働きかけはしていらっしゃると思うんですけども、なかなかちょっと見積書ももらったんですが、やはり10万を超えるものになってくるので、先ほど一番最初に聞きました改良住宅、家賃が安いということもあって、それを望まれて住まわれている方ももちろんいらっしゃると思うんですね。8軒のためにと町長も先ほど答弁の中でありましたけれども、そのうちの88軒、現在住んでいる方のうち26軒の方が自費で外づけの新しいそのつけていらっしゃるということを伺っております。毎月1万のローンを払って10回払いということをしているんですけども、なかなかその月々1万というのもやはり金額的には大きいのかなと思っております。町でも把握しているのであれば、何とかすることというのはやはり難しいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 町営住宅496戸を管理しております。その中で、当然風呂釜というんですか、そういうものを設置しなきゃいけない戸数が342戸あります。そのうち神山前が88戸なんですけれども、入居しているのは83戸ということになりますけれども、342戸のうち、当然8戸の方が不適合ですよということで、8戸だけなわけですね。これにつきましては、当然入居募集かけるときに、やはりそういうその入居条件といいますか、風呂釜はありませんよとか、そういうものは設置しなきゃいけませんよ等々、説明をして実は募集をかけております。もう342戸のうち極端なことを言えば8引けば334戸ですか、もう大体95%の方がやはり当然苦しい方もおりますけれども、やはり自己責任といいますか、自分の中できちっと対応しているということもありますので、当然募集をかけるときの条項といいますか、条件として町としても明示をしていますので、その中できちっとやはり8戸の方も対応していただくというの

が大切かと、このように思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 自己責任、もちろん入居されるときに風呂釜ないですよ、お風呂、浴槽ないですよということで、それをもちろん承知の上で入っていることはわかるんですけども、やはり安全面からを考えると、危ないというか、何かあったときに本当に町の責任になってしまうのかなというのが非常に不安な部分があって、もちろん個人責任でつけているものですので、所有者の方の責任のもとでつけている、つけかえしなくてはいけないのはもちろんわかるんですけども、もしということを考えると非常に不安だったものですから、しつこいようですけどももう一度伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） ガス事業法が平成19年に改正されました。当然、新聞あるいはテレビ等で、風呂に入っていて雪が積もって排気ガスがうまく抜けなくてということであるいはいろいろあったんですけども、消費器具に関する周知及び調査ということで、ガス事業法の40条の2なんですけれども、当然ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関する必要な事項を周知させなければならないということで、当然ガス事業者はそのようにやっております。それから、2項では、基準に合致しているかどうか調査をしなければならないということがあります。それから、3項では要は技術上の基準に適合していないと認めるときは遅滞なくその技術上の基準に合致するように、とるべき措置ですか。その他として、その他措置をとらなかった場合に生ずる結果をその所有者に通知しなければならないということで、当然ガス事業者のほうはそういう法的なことがありますので、その結果はこうなりますよということも当然説明をしているということだと思います。ですから、町もあわせてこういうことになりますよということで、ガス事業法に基づいて8名の方といいますか、そういう形で今お願いをしているということとでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） なかなか難しいところではあると思うんですけども、実際にその安全装置がついていないお宅が8戸だけなんですけれども、ちょっと私のほうで伺っているのは吸……、吸気口と言うんですか、下から空気を通す穴が今時期になると寒いから、風が吹いてきてちょっと塞いでしまったりとか、そういったこともあるんですというのをちょっと伺っていたので、そういった利用者のほうの利用方法というんですか、そういったものも町としては指導しているのか。例えば、こういった器具をつけているから、ここは塞いじゃいけないよと

か、そういった指導とかはもちろんされていると思うんですけども、一応確認です。していますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） そちらについては当然ガス事業者のほうから通知をしているということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 排気筒の件なんですけれども、神山前アパートの排気筒、外に出ている分ですね。ベランダの外に出ている部分のその排気筒の場所というのは、本来であれば屋根がかかっている本当の何もない状態でなくてはいけないものであるべきなものが、実際にはベランダの下になって、塞いではいないんでしょうけれども、塞いでいる状態というんですか、ちょっと写真でこういうすぐ壁があって排気筒が出ているという形で、空気の流れを考えると、もう少し離すなり、それは業者さんがやっていることなんだろうけれども、結構業者さんも心配されているところがこういうところなのかなと思っております。あと、何か途中で本来であれば上まで出ていなくちゃいけないのを途中でとまっているとか、そういったものも何か伺っているんですね。町としても業者さんを通していろいろと指導をされているということなので、できるだけ一日も早く、特に集合住宅ですので、お声がけをしていただきたいなと思っております。もう一度だけしつこいようなんですけれども、お願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 一番いいのは外壁方式だと思います。その建物、建物によってベランダがあって、ベランダの下に煙突がついて、当然間隔はあるんでしょうけれども、屋根の上まで上がっていかない等々問題があるかと思います。当然、これから寒い季節になりますので、ガス事業者のほうと、そしてうちらほうとでもう一回点検といいますか、その辺を進めていきたいと、このように思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） わかりました。できるだけ一日も早い改善でということをお願いしたいと思います。

3) の質問なんですけれども、先ほど町長答弁では、入居する……、町長答弁の中で、中古品とかはどうしても品質的に難しいということで、そういった退去される方の物は使わないで全部撤去して、新しく住まわれる方が全部準備をするということだったんですけれども、実際に入るだけで10数万円以上、そのガスの外づけのつけるだけでも15万ですか、ということで、

実際に入られる方に、入っている方に伺ったところ、何とか業者さんのほうで安い中古品のほうを探していただいて、今使っているんだという話は聞いております。点検等かかることですので、なかなか難しいのかなとは思いますが、今の時代、実際にお風呂がないとか、浴槽がないというのがほとんどないと思うんですね。浴槽は一回つけたら何かずっとつけておくものかなと私の感覚では思ってしまうんですけども、例えばそのガス、風呂釜に関してはもちろん定期点検等もしていかななくちゃいけないということもありますが、風呂釜に関しては再利用というのは難しいことなのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） ちょっと前の話をさせていただきますと、55年前につくった住宅ですね。それについては要は浴室を設ける必要がある。要はスペースを確保すればいいですよというのが基準だったんです。平成10年に改正されて、平成10年からは要は入浴設備、施設、要はお風呂が出るようなということで、当然入浴ですからお風呂に入るような設備なんですけれども、これについては平成10年から、町については昭和58年から、先ほど町長答弁しましたけれども、船岡駅前から槻木駅前あるいは山下あるいは船迫2号棟等でやはり一体的なといいますか、入浴設備も一緒につけております。それ以前のものについては当然入居される方が用意するということになりますけれども、当然風呂釜は個人でと。風呂の施設も当然個人でということなんですけれども、やはり外壁方式等々やはり再利用となりますと、業者さんも実は責任を持ってませんよという話で、風呂釜で入浴といいますか、浴槽ですか、浴槽については当然これから業者さんとちょっと打ち合わせをしますけれども、浴槽自体は問題はないのかなと、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） ぜひ新しく入居される方も幾ら、町営住宅全般的に一般の民間の賃貸住宅よりは値段が安いということもありますので、できるだけそういったところ、使える物はリサイクルというんですか、資源を大切にするという観点からも、危なくなく使える物に関してはできるだけそうやってリサイクルをしていただければなと思っております。

あと、ガス釜なんですけれども、今回結構ついていない町営住宅、市営住宅、県営住宅というのが全国的にあって、インターネットとかで見ても中古でありますよとかというのでアマゾンとか中古でも結構そういったものが売ってたりもするので、それは入居者のほうで中古で買うという感じもあるのかなと。実際には業者さんがもう初めから入っているので、業者さんのほうでもうある程度準備というか、業者さんをお願いをしてするのか、全く個

人で買ってきた物をお願いしているのか。今の現状ってどうなっているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 今は業者さんのほうにも確かめましたけれども、やはり中古品となりますと、やはり業者さんのほうでも責任が持てないということもありますので、個人で要は入居される方が用意をしているということだと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） わかりました。今後、町営住宅、今二本杉のほうも新しい住宅が建設中です。もう2月には入れるという方向で進んでいると思うんですけども、やはり新しいものができるということは、町においても勢いが出るというか、住んでいる方も新しいところに住めるというのは非常にうれしいことですが、今ある現状、町として抱えているもう本当に築40年過ぎている住宅に関しても、住みやすい住環境を町として提供できるようにぜひしていただきたいなと思っております。本当は8軒分つけていただきたいというご答弁をいただければ、私これで終わりにしたいんですけども、ちょっとそれも無理なので、一応今後の課題ということで、ただ、新しい設備をつけるとその分家賃にはね返ってしまうというおそれがとてもあって、今回非常に悩んだところです。ただ、安全面をやはり第一に考えていただいて、これからそういった住宅提供のほうも進めていっていただければと思います。ありがとうございます。大綱1問目は終わります。

では、学校周辺の環境について伺います。

先ほどご答弁ありました船岡小学校、県道側でいいんですね。南側というと県道側の樹木が歩道側に出ているということで、伐採していただける予定だったんですけども、今回ちょっと4月の爆弾低気圧で柴田小学校、槻木小学校優先ということでなっていました。もちろんそれは優先順位ですので、危なくないような方法をとっていただくのはもちろん当たり前のことですし、危険度からいえばもちろんそちらは先に当たり前のことです。よろしく願いいたします。

船岡小学校なんですけれども、やはり本当に歩道側に出ている、非常に申しわけないんですけども見た目も何ともよろしくないと思いませんか、県道側ですので本当に見た目が非常によろしくない。今回補正をつけていただいてということなので、できるだけ早くしていただきたいと思っております。特に歩道橋にまでこう出ているので、そういったところも検討していただきたいと思うんですけども、一応お願いいたします。確認です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答えします。

ただいまご質問いただきました船岡小学校南側のあの県道沿いなんですけれども、やはり今議員さんのご質問にもありましたように、教育総務課のほうでもそのように把握しておりますので、範囲につきましても検討させていただきまして、補正予算でお認めいただいた場合には早手配をして施工に進めたいというように考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 一日も早くお願いいたしたいと思います。

槻木中学校なんですけれども、前10月の初めでしたか、槻木中学校の東側でしたっけ。畑に隣接している今臨時の駐車場になっているところの隣ですね。隣が畑になっているところ、あそこ木がちょっと生い茂っていて、畑の作物に非常に影響があるということで、笠松課長にも来ていただいて現場を確認していただいたと思うんですけれども、それに関して撤去というか、剪定をしていただくということなんですけれども、これもいつくらいに予定されているのか、わかりますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 実施時期につきましては教育長が答弁の中でも申し上げましたけれども、その仮設の駐車場の撤去の整備にあわせて、年度内に24年度の3月までには完了させたいということです。ただ、その前にフェンスの外側に出ている部分について、用務員ができる範囲内においては枝払いとかも今は既に実施しておりますが、やはり高さは専門の機具とかも必要なのでそういう計画で取り組む予定でおります。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） またあのときはまだ種まきをしたばかりということだったので、更地だったんですけれども、今ハウレンソウを学校給食に提供していただいているということで、非常にきれいな緑色になっていました。その中に落ちた落葉樹というんですか、が入って品質というか手間、そのハウレンソウを出荷するときにももちろん丁寧にゴミとかなないようにとすることでしょけれども、落葉樹が結構落ちていて、すごく手間がかかると。給食センターに持っていったって、実際にまだ残っていたりして、非常に大変だということを伺っておりました。3月までにとということなので……。できるだけ早く、もちろん用務員さんのほうでも学校側でもできるだけ畑のほうにかからないようにということをしていただいていると思うんですけれども、できるだけ早くしていただきたいと思っております。子供たちの口に入る物を出荷していただいておりますので、そういったご配慮もお願いしたいと思っております。

あと、同じく槻木中学校の裏側になるんですけれども、北側のプール側のほうの通り沿いに防犯防止のために木を植えたそうなんですけれども、その木が大分伸びてきて、防犯だけではなくて今の時期だと道路凍結、日陰になってしまっていて道路凍結する恐れもあって、転んでけがをしたりという報告も受けております。そちら側もあわせてしていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今、1点目は早速計画どおりなるべく早く進めたいと思います。

あと北側の件につきましては、これから槻木中学校で外構工事に入りますので、それにあわせて今お話しいただいた件も整備していくということで計画しているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） ぜひよろしく願いいたします。実際私もよくいつ、木は何か冬場に切るほうがいいというのはちょっと知っていたんですけれども、実際のところ詳しくはよくわからないので、それはもう専門業者にお任せするというので、一日も早い、特にちょうど今時期がその時期になっているのかなと思いますのでお願いしたいと思います。

今回ちょっと樹木屋さんが出しているホームページの中で、「剪定をするということは」ということでちょっといい言葉があったので、ちょっと読み上げさせていただきます。「剪定する。その言葉は木の枝を整理し、見た目をよくし、美しく成長させるという深い意味を持ちます」。つまり、木に手をかけてあげる。手入れの根本的な考えということです。木に手をかけてあげるというのは、子供たちにとっても子供に手をかけるというのと何か同じなのかなと思います。特に3年に1回だけでの剪定だけではなくて、やはり大きくならないように定期的に見ていただくのも必要なのかなと思っております。木が伸びることで風通しも悪く、病害虫の発生することにもなりかねませんし、もちろん日当たりも悪くするということがありますので、ぜひ学校周辺にある木、できるだけ定期的に、先ほど教育長からも予算つけましたということだったので、できるだけ定期的な管理を町としても、教育委員会だけではなくて町としても管理をお願いしたいと思います。特に学校関係でいうと船岡小学校なんかイベントでも多く使われているところでもありますので、利用された方というか、いらっしゃった方が気持ちよく過ごせるような空間を提供するというのも、「花のまち柴田」ということの大名目になってくるのかなと思います。町長、そのあたりどうお考えでしょうか、伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今、あらゆる木が伸び切っておりまして、当時は本当に木陰をつくったりして子供たちも喜んだんですが、それが大きくなり過ぎて手入れもしなかったせいで大変ご迷惑をかけていると。やはり手をかけるということは大変重要でございますし、この学校関係については私はもし皆様のご了解をいただければ、高さの高い高木ではなくてイロハモミジにかえていきたいというふうに思っております。そうすれば管理もしやすいのかなというふうに思っております。また、城址公園なんかもこれまで手を入れなかったので大分やぶになっていた面がございます。今回雑木林に手を入れて間伐をした結果、風通しもよくなりまして、いろんな植物が花が咲いたということでございますので、やはり手をかけ目をかけというのは子供を育てると同じように、木にもそういう配慮をしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） できるだけ木にも手をかけてあげていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて1番平間奈緒美さんの一般質問を終結いたします。

次に、9番水戸義裕君、直ちに質問席において質問してください。

〔9番 水戸義裕君 登壇〕

○9番（水戸義裕君） 9番水戸義裕です。大綱1点質問をさせていただきます。

有害鳥獣の駆除は。

近年、全国的に中山間地域を中心に野生鳥獣による森林や農作物に対する被害が深刻化してきています。当然、本県でも本町でも被害は発生しています。

過疎化や高齢化、後継者不足、高度成長時代の農地拡充策などにより開かれた農地が今や耕作されず放棄され、耕作放棄地が増加していることで、中山間地区から平たん部に至るまで、イノシシや鹿など野生生物が出没し、農作物を食い荒らし、中山間地域と言われる社会そのものに与える影響も無視できなくなっているという状態です。

農林水産省が平成24年1月10日に発表した平成22年度全国被害状況では、鳥獣被害が239億円で前年比26億円の増加、被害面積が11万ヘクタールで前年比8,000ヘクタールの増加、被害量が74万トンでこれも前年比11万6,000トンの増加ということです。この量でも、年度末の大震災により岩手・宮城・福島県内の13市町村分の被害を除いた数値であります。

一方、宮城県発表では、平成22年度2市2町、23年度2市3町とこれも震災により含まれ

ない被害実績ではありますが、鳥類を除外した獣類、けだものですね、だけでも、平成19年度の9,379万円をピークに、22年度5,291万円、23年度5,294万円の被害額となっています。また、被害面積は、22年度80.4ヘクタール、23年度77.9ヘクタール、被害量は22年度828.5トン、23年度は504.3トンとなっています。こういった被害状況の中でも、特にイノシシ、鹿による被害はどこでも多いという状況です。

本町でも、北部丘陵地区には緑豊かな自然がたくさんあり、安らぎとすがすがしさを感じさせてくれ、ウォーキングコースなども整備されており、訪れる人々を楽しませてくれます。しかし、ここ数年前から野生動物が出没し、農作物が食い荒らされる被害が多く発生するようになってきました。こうした状況では、今後ますます被害が増加することが予想されます。今後被害を食いとめるとともに、これら有害鳥獣の駆除が求められます。

本町の被害状況はいかかなものか。また、被害防止への支援と対策はどのようなものでしょうか。鳥獣害対策とともに農業全般の被害防止にどのような施策を考えているのか、お聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有害鳥獣の駆除の点でございます。

議員ご指摘のように、柴田町でも野生鳥獣の農林作物への被害が目立つようになりました。特にイノシシの農作物への被害が深刻になっており、対策が急務になっています。槻木北部の山間地帯を中心にジャガイモ、タケノコなどに被害が出ており、昨年からは水稲にも被害が出始めました。県南農業共済組合がイノシシの被害で支払った水稲共済額は、仙南2市7町全体で平成20年度から昨年度までの4年間で11ヘクタール、3,700万円に上ります。柴田町は平成22年度に初めて被害が出て昨年度までの2カ年で23アール、15万円で増加傾向にあります。

これまでの対策として、柴田町有害鳥獣駆除対策協議会を中心に、有害鳥獣捕獲隊員のご協力をいただき、春・秋に4回、カルガモやカラスなどの有害鳥獣予察捕獲を実施しています。イノシシ被害がふえていることから、農村集落から集団での出没情報が得られる都度に箱わなを仕掛け対応しています。昨年は87頭捕獲しています。被害防止のための柵設置や農地と山の境界の草刈りの徹底など、農家に被害防止のための呼びかけを行ってきました。

今後の対策です。イノシシ対策が緊急の課題になっていますので、現在、柴田町鳥獣被害防止計画を策定中で、来年度から有害鳥獣駆除対策協議会に国の補助を受けるように取り組んでいます。イノシシの農作物被害対策として電気柵が一番有効とされていることから、農家が電

気柵を設置する費用の2分の1を支援する方向で取り組みます。これまでのように有害鳥獣捕獲隊員と連携しながらわなや箱わなでの捕獲にも力を入れるとともに、農家のわな免許取得を進め、遊休地の解消など地域ぐるみの被害対策を推進してまいります。

○議長（我妻弘国君） 水戸義裕君、再質問はありますか。許します。

○9番（水戸義裕君） 確かにこの2市7町でいくと、柴田町の要するに有害鳥獣という、人間が勝手に有害と決めているわけですがけれども、これによる被害としては柴田町としてはまだまだ少ないというのが実態ではあります。しかし、先日、葉坂地区の方と会って話があったときに、「いやあ、とにかく畑につくったもの、食うものがなくなってしまうんだ」と、「何とかしてもらわなきゃいけない」というような話になりまして、それで何軒か聞いて歩いたんですが、今現在ですと葉坂地区が一番被害が多いような話ですね。それがずっとこう東側の富沢のほうまでいくと、余りないんじゃないかなと。これはその人の土地が被害に遭ったかどうかの問題なので、これは本当に一般的な話なんですけれどもね。そういったことで今のところは葉坂地区のほうがかかり多い。私の葉坂にいる友人も個人で防護策ということで、例えばフラッシュライトとか何かそういう音のするものとかって買ってきて、その都度3万なり4万なり金をかけて実際対応しているんだけど、実はそれが二、三回か何回かはきくんだけど、その後はもうイノシシがなれてしまって、それを承知でもうやってくるというようなことだということなんです。そういうことなので、実際担当課としてはそういったような被害の実態というか、そのお話ですね。農家の方からの話を聞いていると思うんですが、そのことがあったらお聞かせください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 議員おっしゃるように、葉坂だけでなく特に東は四日市場から成田、船迫までほとんどの地区でイノシシの被害が出ているということです。また、被害の大きさにつきましては、葉坂のように畑が多い地区と、それから畑を耕作している地区が少ないというようなことで、地域ごとには差があります。ただ、全般的にはイノシシが特に槻木地区ですか、それから城址公園ということで、町全体に出没し始めたということです。それから、農作物の被害ではないんですけど、槻木の県道沿いの小学校から成田のほうに向かったローソンの近くでも実はことし2回ほど出没して、田んぼの中で捕獲したという状況がありますので、相当数イノシシがふえているということで認識しているところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 実際、実は今課長が言われたとおり、私もその現場に偶然なんですが用

があつて槻木のJAに行ったときに、「いや、今、例のハナカツオのところで大捕物やっているよ」というようなことで、私が用を済んでからちょっと行ってみたら、パトカー来てね、農政課の職員はいるわ、猟友会なんですかね、銃を持って、交通整理もしなくちゃならないほどで、そのときの話をしますと、2発ほど撃ったんですが当たらなかつたんですね。そうしたら、その走ることの速い、速い。猪突猛進と言うけれども、あんなに速いのかと。実際イノシシが本気になって逃げるところを初めて見ましたけれども、あつという間に小さく、その先まで今度は人間は追いかけれない。車で追いかけていって、ちょっとそっちでもまた2発ほど撃ってしとめたといったようなことでしたけれども、それで先ほどの町長の答弁ですと、箱わなということなんですが、町では猟友会という、一般的に言っている猟友会ということなんですが、これに捕獲を委託しているようなことはあるんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 捕獲隊員、今9名いるわけですがけれども、通常の春・秋の有害鳥獣につきましてはこちらでお願いしましてやっているという状況です。それから、各地域からのイノシシが出没したということで、必ず農政課のほうに連絡が来ますので、その際には猟有期間以外につきましては町のほうで2週間許可を猟友会のほうにお願いしまして、箱わなを仕掛けるということで対応しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 実質あのときもオレンジ色のチョッキ、ベストですね、いわゆる人が人を撃たないようにということで着るんだと思うんですが、そういったことで今実際猟友会という方たちは当然この有害鳥獣を駆除するために猟友会ではないんですけれども、今会員というのは何人ぐらいいるんですかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 柴田町で猟有の許可ですかね、免許ですか、取得している方は登録している方は15名おります。そのうち捕獲隊員ということで協力いただいている方が9名でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） これはつい先ほども誤って人を撃ったといった、当時これは5発なんですけれども、撃とうと思っていたわけじゃないけれども、こういった危険を防ぐためにということで、課としてこういうことをしてくださいみたいないわゆる教育というか、指導というか、そういうようなことはやっているんですかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 狩猟免許につきましては警察ということで、相当今厳しくて年に1回か2回必ず自宅、銃の保管なり、それから弾数ですか、そういうものをかなり厳しく指導を受けております。免許を取るのも非常に厳しくて、若い人がお金もかかるということもありまして、これは全国的な問題で今高齢化が進んでいまして、そのうち猟友会がなくなるんじゃないかということで、これは全国的に心配しているところで、町独自では猟友会のほうに指導したりしているところはありません。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） ですから、いわゆる趣味の域からということで始まっているということで、今9名の方に頼んでいる、依頼しているということなんですが、いわゆる猟友会の平均年齢もやはり高齢化してきているんだらうと。今度、イノシシ1頭とるのには、聞いたところ約10人ぐらいの人と何匹かの、それこそ本当に何匹かの犬がいないと、イノシシ1匹追い立てるのでもそれは1人ではできないんだということなんですよね。それで、高齢化してきているということになると、言われたら現在本町の場合は積極的に狩りをしてということじゃなくて、いわゆるおりを仕掛けて箱わなを仕掛けて、それに引っかかったらという状況で今やっているというふうにとっていいんですよね。そういったことから、その猟友会の方もやはり年齢をとってくると、山道を歩くのもつらいんじゃないかということで、そういった今後の対策としてはどうなんでしょうかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 猟友会の先ほど9名の方の平均年齢は68歳ということになっています。それで、去年は86頭ですか、柴田町でイノシシとったんですけれども、残念ながら町でお願いして箱わなかけたときにとったのはたった1頭なんですよ。あとの残りの八十五、六頭については狩猟期間中に隊員の方が自主的に捕獲したという数字になっております。猟友会の人たちも本当は1頭イノシシをとれば共済のほうから5,000円とか、あと丸森町でイノシシ肉をやっていたところに持っていけば1万円で売れるとか、そういうことで平成23年度、それからその前も多かったんですけれども、ご存じのように原発でセシウムが高くて、1つはその丸森産のイノシシ専門店の店もやめてしまったと。それから、放射能が高いので食べられないということで、正直な話、今猟有隊のほうにもいろいろできるだけ狩猟期間にとっていただけるようお話ししているんですけれども、現実的にその放射能対策を含めてあわせてやらないとなかなか捕獲については難しくなっていくのかなと。逆にイノシシがふえていく状況ということで、

ここ二、三年で、もしかしたら爆発的にイノシシがふえるんじゃないかということで、猟友会の方も心配しているところです。その辺何とか猟友会と歩調を合わせて進めたいとは思っていますけれども、そういう難しい面もあるということをご理解いただければと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） いわゆる報奨金というんですかね、1匹というか、1頭とったら幾らという、当然全国的にも奨励金ということを出しているということなんですが、これはいわゆるわなでとったのにだけはこの報奨金が行くんですか。それとも、既に87頭のうち86頭は猟友会の人にとったという、これには奨励金みたいなのは出ないんですよね。出ているんですか。これって町では1頭とったらイノシシだったら、鹿は多分ないと思うんですけれども、イノシシだったら何ぼというふうに決めてあるんですかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 柴田町では直接お支払いはしておりませんが、県南農業共済のほうでは1頭当たり5,000円ということで、仙南2市7町ですね。ただ、予算枠がありまして、丸森、角田とかで相当の頭数がとれると、5,000円より下がるということです。柴田町ではそういう謝礼金は支払っておりません。ただし、丸森と角田ですかね。丸森町ですと1頭当たり4,000円ですか、謝礼として出しております。それから、角田市では1頭に対して1万円ですね。共済とは別に支出しているということでございます。町としては1回出撃していただくと1,000円、それから有害鳥獣対策協議会のほうに40万円補助を出しているということで、直接的な謝礼金は出しておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 共済のほうでは平成23年度ですかね、これは獣害ということで全体では3割強、白石では9割、七ヶ宿で10割、川崎で6割、角田で2割、丸森で4割と、筆数ということで面積のあれなんですけれども、270筆ほどふえていると。年々ふえているという実態は実際あるんですよね。町としては今ないということなんですが、たしか鳥獣駆除に町の予算20万円予算化されているんですけれども、これはどこに使う予算なんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 町の補助金としまして有害鳥獣対策協議会のほうに補助金を支出しております。協議会として先ほど言いました予察駆除とか研修会等のための費用として支出しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 奨励金出したからどうということではないというのは、これは県の特定鳥獣保護何とか委員会というのがあったそうです。そこでの話し合いの中では平成22年度で仙台と山元町でイノシシ1頭の捕獲に対して5,000円の奨励金を出した。県内で初めて創設して運用したということなんですね。大河原ではわな免許の取得者に対する助成制度を創設して運用したが、実績は上がっていないというふうなことなんです、先ほど箱わなということですが、このわなは町で仕掛けていますよね。というか、そのわなをかけるにもたしか資格、免許がいるんだったと思うんですが、この辺についてお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） わなの免許ですね。講習会受ければ誰でも取れるということで、猟友会の先ほど言った高齢化が進んでいるということで、各自治体とも被害を受けている農家の方々に講習会を受けてわなの免許を取得するように支援している町村がふえております。町のほうでも来年度からちょっと様子を見ながら、2万円ぐらい講習料かかるんですけども、若干ぐらい支援するようなことも考えていきたいというふうにも思います。実はことし担当のうちのほうの農政課の職員が実費で講習を受けまして、わなの取得を免許を取っております。町では今箱わなとして町で持っているのがイノシシ用の箱わなが2器、それからくりわなですか、が10器、それからクマ用ですね。クマ用の箱が2器と、それからハクビシンの箱が2器ということで持っております。一般の猟友会の方々、それから講習会を受けた方は免許を持っている方はほとんどくりわなということで対応します。ですけども、なかなかこれは実際にかかりません。町のほうで集団でイノシシが出たというときには、その箱わなを使って捕獲しているという状況ですが、それもなかなか入りません。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） イノシシもやはり結構人より利口だという人もいるということで、なかなかそういうふうにはならないと。今わなの資格ですか、資格を職員の方が持っているということなんです、猟友会ということと、当然これも免許要るわけですけども、例えば職員の中でこの銃の許可みたいなことを取るとかというような、これは例えばの話ですけども、何年前ですか、この鳥獣駆除の対策のために自衛隊を動員したらいいんじゃないかという話が国会だかどこかで出たようなこともあったようですけれども、だから町の職員も鉄砲持ってやれというわけではないんですが、例えばこういう資格を取る、撃つ撃たないは別にしても資格を取るといったようなことを検討する余地はないですかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

- 農政課長（加藤嘉昭君） 将来を考えれば猟をする方の免許を持っている方が確実に減ると。もしかしたらかなりゼロに近くなるというのはこの市町村も懸念してしまして、これは町単独ではなくて仙南あるいは県ということで、広域的なレベルでその取得者ですかね、どう育てていくかということで今いろいろ話し合いを進めているところです。町単独で職員に免許をとるのはなかなか現実的には難しいかなというふうには思っております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 9番（水戸義裕君） わかりました。先ほどの町長の答弁の中に、防止計画を策定中ということなんですが、例えばこれは亘理町なんですが、防止計画ということで平成21年度にこれをつくったということで、計画つくったから減るとか何とかではないんですが、町では今計画中ということですが、これがいつまでにできて、それともちょっと早くということは考えなかったのかということ、その被害の町の農家の方からそういった訴えがなかったのかということなんですが、その辺で遅くなったのはやはり被害がどうしてもほかと比べて少ないからということなのかどうか、その辺をお聞きします。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。
- 農政課長（加藤嘉昭君） イノシシの被害が急激に畑ですか、目立ってきたのがここ二、三年ということで、ほかの仙南の市町村から比べれば、そんなに農作物を売っている方が被害があって生活が苦しいというようなそういう側面もありましたので、これまで計画つくってこなかったということです。ただ、最近では去年、おととしから水稲のほうにも被害が出てきたということと、やはり電気柵ですか、個人で電気柵を設ける方が何人か出てきているということで、今年度中にその被害防止計画ですか、策定しまして、これを策定すれば国のほうから助成がもらえるということです。来年度から対策協議会のほうに200万円ほど助成をいただいて、対策協議会の中から各集落で3戸以上の農家が電気柵とかやるという場合に、2分の1程度助成できるように取り組んでいこうというふうに考えております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 9番（水戸義裕君） 最近ということと、そのイノシシがふえ方がすごいと。言ったら、豚と同じで平均的にとられているのでは、例えば鹿は1腹1子ということなんですが、イノシシの場合は平均的に1回で4.4頭だと。つまり、1匹生まれるとさらにそこから4倍の量が生まれる、さらにまたというふうなことで、ネズミ算どころかイノシシ算というんですかね、すごいふえ方ということでは、1頭逃がしたらまた4頭から5頭ふえるんだというふうなことになるというふうな見方がというか、いわゆる残るということではそういうことなんだそうですよ

ね。そういった意味ではやはり対策はもっと早くできてやっていけばよかったのかなというふうにも思います。

この有害鳥獣駆除の例えばその猟のために山に出たとして、そういうときに広域的な対応ということでは、例えばこの柴田町のいわゆる山林、山から逃げたところが村田だったり岩沼だったりといったようなときに、それはもう行っちゃったからいいということになるのか、隣町とのその連携というのは、猟での連携とかいうのはあるんでしょうかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 議員おっしゃるように、人にはエリアがありますけれども、動物にはエリアありませんので、やはりその問題は必ず会議があるたび話が出まして、今現在大河原地区農作物等鳥獣被害対策連絡会議ということで、連携会議ですか、2市7町の担当者、それから警察とか入った2市町連携して、猿なりイノシシの被害に当たりましょうということで、連携してやっております。結局は農家個人で、もっと柴田町に置きかえれば、個人の農家が電柵でこうやったとしても、やらない人のところにまた被害があるわけですから、それは柴田町であれば地域みんなで被害を防止するために対策に取り組むということは、大きな柱として進めていきたいなというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） やはり当然エリアがあるということでも、逃げた先というのは当然イノシシには町境も県境もないのでね。これはそういうときに、このいわゆる猟友会の方がまたがってそのまま行っても、それは全然問題、当然連携していこうということで決めてあるということなので、それは全然問題ないということですよ。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） そういう解釈でよろしいかと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 電気柵の話なんですけど、電気柵は当然いわゆる限られたエリアというか、10アールの広さやるくらいの電気柵が引けるかどうかという、私も町内の農家向けの店で、そこで行ったら、こういう電気柵器ということであったんですけど、250メートルから長いので500メートルということていくと、そんなにはやはりできないし、この電気柵というのは個人的にやってどの程度の広さぐらいまでは個人的にやってって、それは幾らでもかけようと思えばあれなんですけれども、平均的にどういうふうな広さぐらいになるんでしょうか。例えば1集落とか、どのぐらいまで今やっている方でやっているのかということをお聞きします。

- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。
- 農政課長（加藤嘉昭君） 町内でやっている方はまだ数少ないんですけども、やっている方の状況を見ますと、自分の圃場だけですか、畑、田んぼ、自分の圃場だけの周りを電気柵しているという状況です。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 9番（水戸義裕君） この電気柵の場合、いわゆる電柱のあるところということだけでは当然ないですね。いったら中山間というところになると。そういったときはやはり太陽光とか何とかということになるんですかね。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。
- 農政課長（加藤嘉昭君） おっしゃるように、特に丸森、角田は相当集落単位でやっているわけですけども、そんなにボルトが高なくても効果があるということで、最近のやつはほとんどバッテリー等、乾電池ですね。それからソーラーのやつということで2つに分かれていまして、乾電池のほうであれば1メートル当たり228円程度で買えます。それから、ソーラーのほうであれば、大体倍ぐらいですかね、488円ぐらいで購入できるということで、例えば10アール当たりやるとすれば100メートルぐらいですか、ででき上がりますので、2万二、三千円でその乾電池式であれば十分だということでございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。
- 9番（水戸義裕君） 2万では済まないんですけどもね。例えば、碓子50個が電気なのでね、碓子が50個で2,500円ぐらいというふうなことで値段はありましたけれどもね。それから、ロープやら支柱がやはり普通の柵ではできないということで結構かかるといったことで、やはりこれは当然今後計画つくる中で、補助ということでは先ほどの幾らですか、2分の1だったですか。補助するということで、これは実際いつごろからその補助ですね、今やっているのか、その辺ちょっとお聞きします。
- 議長（我妻弘国君） 答弁をお願いします。農政課。
- 農政課長（加藤嘉昭君） 先ほどもお話ししましたように、国のほうから対策協議会のほうに補助をいただいて、対策協議会のほうから取り組む集落なりに支援していきたいということで、今考えているのは2分の1補助と考えていますが、あくまで上限をですね、例えば30万までであれば2分の1とか、上限は決めたいなというふうに思っています。これについては町の予算を経由しないで直接国のほうから対策協議会のほうに入るということで、その対策協議会の中で支出していきたいというふうに考えています。来年度からと考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） わかりました。来年度からということなので間もなく始まるということで、ただ、量的にいくと今からの時期が一番向いているらしいですよ。いわゆる猟友会の方がイノシシを追い詰めるというか、そういうことでは今がいいらしいですけども、本町の中でいわゆる禁猟区、休猟区というのがあるはずなんです、これに対してはその有害鳥獣と言われるものの駆除はできるんですか。その禁猟区だったり休猟区だったりしたところでもできるんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 狩猟期間が今11月15日から2月15日なんですね、通常は。ただ、イノシシについては3月15日までまずとってもいいですよ。先ほど言いましたこの期間中は町の許可がなくても免許持っている方はイノシシについては自由にとれるということでございます。ただ、ちょっと私も禁猟区でとれるかどうかというのはちょっと確信持てないので、多分どこでも大丈夫なはずですよ。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） わかりました。鳥獣保護区とか休猟区などが山を中心に設定されているんですが、これは1回設定されちゃうとほとんどこの区域変わらないんだということなんですよ、大体。大体というか、まずは。だけれども、いわゆる有害と言われる鳥獣が盛んに出没するようになってきたら、当然イノシシは休猟区だ、禁猟区だというところに逃げ込んで安全になっているということもあるんですけども、そこだけにいるわけじゃないので、例えばこれ県なのかな。国かどうかちょっと調べていなかったんですが、この休猟区、禁猟区というのをそのイノシシの出没する割合によって例えば変更するということはできないんでしょうかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 禁猟区については当然鉄砲を撃ちますので、どちらかというとし街地とか住宅あたりが禁猟区というふうになっております。それについては県のほうで指定されるわけですけども、変更するというのはちょっと私、事例聞いたことがございませんのではっきり答弁できませんけれども、ある程度人家が少なく危険でないということであれば、ほとんどは禁猟区以外になっているかと思います。ただ、動物保護の観点からとれる期間が定められているということでご理解いただければと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 要はその保護区というところの近くに住んでいるがために被害がひどいといった実際もあるようにも聞いているんですよね。要はそこにいるとそこからは禁猟区だったりするもので、猟ができないということで助かってしまう。その近くに住んでいるために、その畑にちよくちよくやってくると。その都度逃げられても手が出せないということで、そういうことからこの休猟区とか禁猟区も変えることができたらいんじゃないかなというふうに私は考えた、思ったんですけどもね。それができたら減るんじゃないかと。

それで、ただ、要はイノシシ対策ということでは、わなをしかける、銃を持ってということだけじゃなくて、被害を減らせるということがありますよね。私、これは鳥獣被害防止対策ハンドブックということで、これは共済の関係で私ちょっと何冊かこれ買ったんですが、これを見ると要するにイノシシは自分の姿が丸見えになるところには絶対来ないと。草の中だったら自分が見えなくなるから安全だからということであるということ、いわゆるその畑とか農産物をつくっているところの周りを草刈りをするということがかなりきくんだというんですが、こういったようなPRというか周知というのはやっているんですかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） おっしゃるとおり、圃場ですか、畑なり田んぼと山との間ですかね。そこはできるだけ5メートルなり10メートル刈り払いをして、遊休地をふやさないということに取り組んでほしいということでは被害を受けている農家の方々には周知徹底しているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） それは個別にやっているんですか。要は例えば、例えばというか、先ほど話が出たように、葉坂地区とかそういった地域ごとに集めて、いや、こういうイノシシの害が多いので、山際ぎりぎりまで植えつけないとか、草を刈るとかといったそういう指導ですね。いわゆる地域での獣害防止懇談会みたいなのはやっているのか、それとも個別にやっているのかということ。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 現在のところは個別に問い合わせがあったときには指導しているということですが、JAさん、それから共済さん等ではそれぞれの広報等で、特に共済さんが共済だよりで農家の方々にそういう対策をとってほしいということでは周知徹底されております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 共済では今現在、先ほど言ったセシウムの関係で、昔は捕獲したイノシシの肉を分けてというふうなことだったんですが、今は食べると危ないということで、ただとりっぱなしということにもいかないので穴掘って埋めるというふうなことをやっているということなんですが、あと共済費の支払いですね。これについては被害があったらすぐ支払うということになるのか、その辺はどうなんですかね。ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 大部分が水稻なんですけれども、水稻については普通の水害とか冷害と同じように通常的水稻共済支払いと同じ時期に支払われるということです。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） それで、いわゆる畑という話をしてきたんですが、イノシシの被害ですね。実際、平成23年度の宮城県での農作物別被害調査でいくと、稲が一番多いんですよね。被害額としては1,969万5,000円というのが一番。その中にはこのイノシシの被害の中では2市7町プラス仙台だったり岩沼だったり、大衡とか大和町とか入ってくるんですが、柴田というのは要は田んぼの水がなくなるころの刈り取り時期に寝っ転がって遊ぶというか、そういうことで稲が倒されるんだというような話なんですけど、柴田もやはりこの県のように稲の害が多いということでは、今のところ柴田もやはりそうなんですかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 冒頭に町長が答弁差し上げましたように、平成22年度からやっと水稻について一部被害があるということで、22年度は7アールですかね。23年度は16アールということで、合計15万ぐらいの共済金が支払われているということです。ただし、今現在富沢からずっと農免道路ですか、農免道路までなんですけど、今被害あるのは。ことし初めて農免道路を越えた水田が被害があったということで、増加傾向にあるということでございます。あくまで共済さんのほうは3割以上減収しないと、4割ですかね、3割から4割減収しないと共済引き受けしませんので、そういう意味ではこの支払われた金額しか、面積しかつかないという状況で、実際はもっと被害はあるのかなというふうに推察しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 共済組合のほうでは、その共済金も今まで何もしなかった方と、何らかの対策をした人に同じような保険金ということでは当然不満が出るということで、2年やらなかったとか、対策をしていたということで差をつけているというふうに聞いてきましたけれども、やはりそういうふうにしなないとしたら保険ですからね。不合理が出るということではや

はりぐあい悪いということなんでしょうけれども。

それから、ちょっと話が飛躍するといったら変ですけれども、アライグマ、アライグマが今全国的にもいわゆるペットとして飼われているのがそのまま捨てられて野生化しているというふうなことですけれども、多分これは私もびっくりしたんですけれども、いわゆる外来種ということではなかなか捕獲が難しいということもあるんですけれども、柴田町でアライグマといわずそういったペットとして飼われていたものが野生化したというような被害が出るというようなことはまだ出ていないですよ。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） そういう話はまだうちらほうでは聞いておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） アライグマはちょっとこれいろいろ調べているうちにわかったんですけれども、感染症ということで何か人にもうつるということでは非常に危険なんだというふうなことだったんですけれどもね。そういうことで、やはり来年からやるということでは予算についても当然予算化されていくということと、この奨励金も町独自ではやらないということなんです、全国的には何か特区申請して構造特区というんですか、それでやっているところもあるということなので、いずれ被害がこれからもうちょっとふえていこうというふうに思いますので、そういうことの対策ということではしっかりやっていただいて、農業がやるのが嫌になるということがないようにやってほしいと思います。

それで、その1つには、里山の整備といって人が山に入り込むことによってそういうものがいなくなるというふうなこともあるらしいので、いわゆる先ほど言いました北部の丘陵地帯のいわゆるウォーキングコースですね。これをやはりしっかりもっと売り込んで、なるべく人が山に入って被害がなくなるというよりもイノシシがいなくなるようにということでは、そのウォーキングコースの整備について今後どのように考えている、もっとやっていくということか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） はい、農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） そうですね。ハイキングコースについては実際に私もイノシシと、それから野生のカモシカですか、に会ったりしたことあるんですけれども、余り自然を壊さず安心して歩けるようなコース整備というんですか、余り手をかけないで下刈りぐらいして自然に親しまれるようなコースがいいんじゃないかということで、たまにはカモシカと出会えるようなハイキングコースに整備していきたいと思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○9番（水戸義裕君） そういうことで、対策として私が町民の方というか、言われたということで、「いや、どうにもならないので何とかしてくれや」というふうなことだったものですか、ぜひ来年から本腰入れてかかっただいて、被害が少しでも少なく、しかも今度は人への被害も心配されますので、そちらのほうの被害も出ないようにということで対策ということを要望いたしまして、終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて9番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。

明日、午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時30分 散 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年12月10日

議 長

署名議員 番

署名議員 番